

平成31年

双葉町議会会議録

第1回定例会

3月7日開会～3月14日閉会

双葉町議会

平成31年第1回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 (3月7日)

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	5
職務のため議場に出席した者の職氏名	5
開 会	6
開 議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
行政報告	6
議案第3号から諮問第1号までの一括上程	8
議案第3号から諮問第1号までの提案理由の説明	8
町長施政方針	13
請願の委員会付託	18
散 会	18

第 2 日 (3月8日)

議事日程	19
出席議員	20
欠席議員	20
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	20
職務のため議場に出席した者の職氏名	20
開 議	21
議事日程の報告	21

一般質問	2 1
3番 羽山君子君	2 1
1番 尾形彰宏君	2 9
5番 菅野博紀君	3 6
4番 高萩文孝君	5 2
散 会	5 9

第 8 日 （3月14日）

議事日程	6 1
出席議員	6 3
欠席議員	6 3
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	6 3
職務のため議場に参加した者の職氏名	6 3
開 議	6 4
議事日程の報告	6 4
議案第3号の質疑、討論、採決	6 4
議案第4号の質疑、討論、採決	6 4
議案第5号の質疑、討論、採決	6 5
議案第6号の質疑、討論、採決	6 5
議案第7号の質疑、討論、採決	6 6
議案第8号の質疑、討論、採決	6 7
議案第9号の質疑、討論、採決	6 7
議案第10号の質疑、討論、採決	6 8
議案第11号の質疑、討論、採決	6 8
議案第12号の質疑、討論、採決	6 9
議案第13号の質疑、討論、採決	7 0
議案第14号の質疑、討論、採決	7 1
議案第15号の質疑、討論、採決	7 3
議案第16号の質疑、討論、採決	7 4
議案第17号の質疑、討論、採決	7 5
議案第18号の質疑、討論、採決	7 6
議案第19号の質疑、討論、採決	7 7
議案第20号の質疑、討論、採決	7 8

議案第 2 1 号の質疑、討論、採決	8 1
議案第 2 2 号の質疑、討論、採決	8 3
議案第 2 3 号の質疑、討論、採決	8 4
議案第 2 4 号の質疑、討論、採決	8 5
議案第 2 5 号の質疑、討論、採決	8 7
議案第 2 6 号の質疑、討論、採決	8 8
諮問第 1 号の質疑、討論、採決	8 9
請願第 1 号の審査報告、質疑、討論、採決	8 9
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 0
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	9 2
議員派遣の件	9 2
閉 会	9 2

3 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

3 1 双葉町告示第 2 号

平成 3 1 年第 1 回双葉町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 3 1 年 2 月 1 5 日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 平成 3 1 年 3 月 7 日 (木)
午前 1 0 時

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2 階大会議室

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 尾形彰宏君
3番 羽山君子君
5番 菅野博紀君
7番 岩本久人君

2番 石田翼君
4番 高萩文孝君
6番 清川泰弘君
8番 佐々木清一君

○不応招議員（なし）

平成31年第1回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

平成31年3月7日（木曜日）午前10時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告
双葉地方広域市町村圏組合議会報告
双葉地方水道企業団議会報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第 3号 平成31年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第 4号 双葉町森林環境基金条例の制定について
- 日程第7 議案第 5号 双葉町工業団地造成事業特別会計条例の廃止について
- 日程第8 議案第 6号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第 7号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 9号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 双葉町海浜公園条例の一部改正について
- 日程第14 議案第12号 双葉町消防団設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 双葉町産業交流センター建築工事請負契約の締結について
- 日程第16 議案第14号 平成30年度双葉町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第17 議案第15号 平成30年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第16号 平成30年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第17号 平成30年度双葉町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第18号 平成30年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第19号 平成30年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第20号 平成31年度双葉町一般会計予算
- 日程第23 議案第21号 平成31年度双葉町国民健康保険特別会計予算
- 日程第24 議案第22号 平成31年度双葉町公有林整備事業特別会計予算

- 日程第25 議案第23号 平成31年度双葉町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第26 議案第24号 平成31年度双葉町介護保険特別会計予算
- 日程第27 議案第25号 平成31年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第28 議案第26号 双葉町教育委員会教育長の任命について
- 日程第29 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第30 平成31年度施政方針
- 日程第31 請願の委員会付託
- 散 会

○出席議員（8名）

1番	尾形彰宏君	2番	石田翼君
3番	羽山君子君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	金田勇君
教育長	館下明夫君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	板倉幸美君
総務課長	舶来丈夫君
復興推進課長	平岩邦弘君
戸籍税務課長	高橋秀行君
産業課長兼 農業委員兼 農事局長兼 コミュニティ センター所長	志賀睦君
建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	中野弘紀君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	大浦富男君
生活支援課長	鈴木健一君
会計管理者	井戸川陽一君
教育総務課長	橋本仁君
代表監査委員	石川雄彦君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	志賀公夫
書記	高橋春枝

◎開会の宣告

○議長（佐々木清一君） 改めて、おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年第1回双葉町議会定例会を開会します。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、7番、岩本久人君、1番、尾形彰宏君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、3月4日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から3月14日までの8日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から14日までの8日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（佐々木清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告、双葉地方水道企業団議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告にかえさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（佐々木清一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。平成31年第1回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りまことにありがとうございます。12月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

現在、双葉町立ふたば幼稚園、南北小学校、双葉中学校に在籍する園児・児童・生徒の数は53名となりました。ICT教育などの教育環境を整え、外国語指導助手を活用した英語教育の充実や双葉町の歴史・文化・伝統等の継承への取り組みなど、少人数を活かした特色ある学校づくりを実践しております。

1月3日、いわき市において、「平成31年双葉町成人式」を挙行いたしました。震災当時小学校6年生だった新成人の皆さん70名のうち38名が出席されました。代表者による「誓いの言葉」、「はたちの夢・希望」の発表が行われ、成人者としての決意やふるさと双葉町の復興に向けた思いが述べられ、心を打たれました。また、成人式終了後、賀詞交換会を開催し、多くのご来賓の方々に出席いただき、町の復興についてのご意見をいただきました。

1月12日、13日の両日、夢ふたば人の主催による「双葉町ダルマ市」が、今回初めて復興公営住宅勿来酒井団地イベント広場で開催されました。三字芸能保存会による「奉納神楽」や「ダルマみこし」、「巨大ダルマ引き」のほか、「双葉町民俗芸能発表会」や双葉町芸術文化団体連絡協議会主催による「第29回双葉町芸能発表会」が行われました。民俗芸能発表会では、渋川芸能保存会による「神楽」、前沢女宝財踊り保存会による「前沢女宝財踊り」、双葉町相馬流れ山踊り保存会による「相馬流れ山踊り」が披露されました。また、芸能発表会には5団体が出演し、日ごろの活動の成果を発表し、来場者からの多くの拍手が送られていました。

両日とも好天に恵まれ、会場には、県内外の避難先から訪れた町民や地域の方々が、縁起物のダルマを買い求めるなど、大勢の来場者でにぎわいを見せていました。

2月9日、福島県が双葉町中野地区に整備するアーカイブ拠点施設整備工事の起工式が現地で行われました。原子力災害と復興の記録や教訓の未来への継承、防災と減災、復興の加速化への寄与などを基本理念とするこの施設が、隣接する復興祈念公園と合わせ、福島における復興の象徴的な存在となり、多くの方々が行き交う場となるよう期待しております。

昨日、中野地区復興産業拠点への立地協定をアイワビルド株式会社と締結いたしました。これに先立ち、双葉町中野地区への企業立地説明会を2月15日に役場いわき事務所で、2月21日に東京都内で開催しました。東京での説明会には、内閣府原子力災害現地対策本部長の磯崎経済産業副大臣にご臨席をいただき、町の復興に向けた取り組み、中野地区復興産業拠点と産業交流センター内の貸し事務所の募集手続について町から説明し、また経済産業省と福島県からは、企業立地に向けた取り組みや

企業立地支援制度などについて説明していただきました。今回の説明会を受け、町内事業者を初めとする企業の中野地区への立地決定に向け取り組んでまいります。

これまで準備を進めてまいりました、まちづくり会社につきまして、2月13日に開催した設立準備会において、法人の名称、事業内容、組織などを定めた定款と社員・理事・監事が決定されたことを受け、3月5日法人設立登記申請を行い、同日第1回理事会が開催されました。まちづくり会社の名称は「一般社団法人ふたばプロジェクト」で、町商工会を初めとする町内の各種団体などの代表者で構成されており、今後は設立総会を3月下旬に開催する予定としております。引き続き4月からの業務開始に向け取り組んでまいります。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。条例の制定が2件、条例の廃止が1件、条例の一部改正が7件、契約の締結が1件、平成30年度一般会計・特別会計補正予算（案）が6件、平成31年度一般会計・特別会計当初予算（案）が6件、人事（案）が1件、諮問が1件、合わせて25件となりますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木清一君） これで行政報告を終わります。

◎議案第3号から諮問第1号までの一括上程

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第3号から日程第29、諮問第1号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号から諮問第1号までを一括上程いたします。

◎議案第3号から諮問第1号までの提案理由の説明

○議長（佐々木清一君） 議案第3号から諮問第1号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第3号 平成31年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定についてであります。東日本大震災及び原子力災害の被害を受けている納税義務者の税負担の軽減を図るため、制定するものです。

議案第4号 双葉町森林環境基金条例の制定についてであります。平成31年度より国から森林環境譲与税が譲与されることとなり、森林の間伐や林業の人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や啓発等の森林整備及びその促進に要する資金として活用するため、制定するものです。

議案第5号 双葉町工業団地造成事業特別会計条例の廃止についてであります。双葉工業団地の

未分譲地を環境省が実施している中間貯蔵施設整備事業用地に供するため処分したことから、平成30年度をもって特別会計を廃止するものです。

議案第6号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてであります。公益的法人等へ職員を派遣する場合の派遣元が支給する手当等を規定するため、改正するものです。

議案第7号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。労働基準法の一部改正等を踏まえ、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、規定を整備するため改正するものです。

議案第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。行政区長報酬は、東日本大震災及び原子力発電所事故以降、行政区長の均等割報酬を2分の1に減額しておりましたが、これを東日本大震災及び原子力発電所事故以前の額に戻すため、改正するものです。

議案第9号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正等に伴い、関係条文等を整備するため、改正するものです。

議案第10号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部改正についてであります。東日本大震災及び原子力災害の被害を受けている被保険者の負担軽減を図るため、引き続き介護保険料を減免するため、改正するものです。

議案第11号 双葉町海浜公園条例の一部改正についてであります。双葉町海浜公園の一部を福島県の防災林整備事業用地に供することから、別表第1から削除するため、改正するものです。

議案第12号 双葉町消防団設置等に関する条例の一部改正についてであります。東日本大震災及び原子力発電所事故により、消防団員も全国に避難を強いられ、十分な活動ができない状況にあり、年々消防団員数も減少してきております。このような状況を踏まえ、消防団員の定員及び報酬並びに費用弁償等について改正するものです。

議案第13号 双葉町産業交流センター建築工事請負契約の締結についてであります。中野地区復興産業拠点内に整備する双葉町産業交流センターの建築に係る工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第14号 平成30年度双葉町一般会計補正予算（第5号）についてであります。歳入歳出それぞれ43億8,589万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は220億4,773万4,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。町税は、固定資産税の償却資産分の増などにより6,076万9,000円を追加いたしました。地方交付税は、震災復興特別交付税等の減により7億590万7,000円を減額いたしました。国庫支出金及び県支出金は、事業費の確定などにより、国庫支出金が1億6,879万

5,000円、県支出金が5,689万5,000円の減額をいたしました。財産収入は、県道長塚請戸浪江線整備事業用地の売払収入などを計上し、1億4,092万6,000円を追加いたしました。繰入金は、事業費の減額に伴い、福島再生加速化交付金基金、中間貯蔵施設立地町地域振興交付金基金など、合わせて36億7,322万6,000円を減額いたしました。

次に、歳出についてであります。事業費の確定などにより、多くの科目で減額補正となっておりますので、主なものについて申し上げます。

総務費は、双葉町まちづくり会社出捐金などを追加いたしました。中野地区復興産業拠点や双葉駅西地区復興拠点の整備事業費の減などにより、35億855万9,000円を減額いたしました。衛生費は、中間貯蔵施設に関する地権者支援事業給付金の減などにより、10億5,108万8,000円を減額いたしました。また、継続費補正としまして、中野地区復興産業拠点整備事業業務委託料など1事業を計上いたしました。繰越明許費は、IRU光ファイバーケーブル移設事業ほか6事業を計上いたしました。債務負担行為補正は、消防連携システム賃貸借の廃止を計上いたしました。

議案第15号 平成30年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ4,215万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は13億8,990万8,000円となります。歳入は、国庫支出金が、災害臨時特例補助金の減により3,277万7,000円を減額、県支出金が保険給付費等交付金の特別調整交付金分の増により7,442万1,000円を追加、繰入金が一般会計から職員給与費等繰入金50万8,000円を追加いたしました。

（「ちょっと、1カ所数字違っている」と言う人あり）

○町長（伊澤史朗君） 失礼いたしました。国庫支出金が、災害臨時特例補助金の減により「3,277万4,000円」を減額と訂正させていただきます。

交付金の特別調整交付金分の増により7,442万1,000円を追加、繰入金が、一般会計から職員給与費等繰入金50万8,000円を追加いたしました。

歳出は、総務費が人件費など50万8,000円の追加、保険給付費が一般被保険者療養給付費の増などにより4,360万円の追加、国民健康保険事業費納付金が、一般被保険者医療給付費分54万7,000円を追加いたしました。

議案第16号 平成30年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ787万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は2億4,033万2,000円となります。

歳入は、繰入金が一般会計繰入金1,174万5,000円を追加し、諸収入が復興シンボル軸整備に伴う支障物移転補償費の減などにより1,962万3,000円を減額いたしました。

歳出は、公共下水道事業費が、下水道維持費の下水道管路施設被災状況調査業務委託料及び下水道建設費の道路橋梁整備に伴う支障物件測量設計業務委託料の減により787万8,000円を減額いたしました。

議案第17号 平成30年度双葉町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてであります

が、歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は36万7,000円となります。

歳入は、繰越金1,000円を追加いたしました。歳出は、諸支出金の一般会計繰出金13万1,000円を追加し、予備費13万円を減額いたしました。

議案第18号 平成30年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ828万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は12億402万円となります。

歳入は、保険給付費の増により国庫支出金251万9,000円、支払基金交付金374万2,000円、県支出金134万9,000円、繰入金67万4,000円をそれぞれ追加いたしました。

歳出は、保険給付費が施設介護サービス給付費の増などにより600万円追加、諸支出金が地域支援事業交付金過年度分返還金の増により534万9,000円追加し、予備費306万5,000円を減額いたしました。

議案第19号 平成30年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ148万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は5,700万7,000円となります。

歳入は、諸収入が、過年度分の福島県後期高齢者医療広域連合構成市町村負担金の精算による返還金148万6,000円を追加いたしました。歳出は、予備費148万6,000円を追加いたしました。

議案第20号 平成31年度双葉町一般会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は305億円で、前年度比157億円、106.1%の増といたしました。

歳入について申し上げます。

町税は、固定資産税の償却資産分の減額を見込んだため、前年度比3,609万4,000円減の9億9,643万9,000円となります。

地方交付税は、震災復興特別交付税分を含む特別交付税の増額を見込んだため、前年度比27億2,456万2,000円増の46億576万5,000円となります。

国庫支出金は、双葉駅西地区復興拠点の整備の財源として福島再生加速化交付金を見込んだことなどにより、前年度比57億9,674万7,000円増の92億7,628万1,000円となります。

県支出金は、常磐自動車道追加インターチェンジ整備事業費の増加に伴う財源を見込んだことなどにより、前年度比5億3,256万5,000円増の24億9,069万3,000円となります。

繰入金は、福島再生加速化交付金基金や中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金などからの繰入金127億1,844万9,000円を計上し、各種事業に充当してまいります。

続いて、歳出について申し上げます。

議会費は、前年度比85万6,000円減の6,006万7,000円となります。

総務費は、町の復興に向けた取り組みを推進するため、産業交流センターの建築工事を含め、中野地区復興産業拠点の整備事業費や双葉駅西地区復興拠点の整備に当たり、用地取得費を計上したことなどから、前年度比104億1,328万6,000円増の148億8,224万1,000円となります。

民生費は、昨年度に引き続き、高齢者サポート拠点設置事業や生活サポート補助金事業などを計上し、前年度比1億9,893万7,000円減の24億9,829万8,000円となります。

衛生費は、前年度比11億2,010万9,000円減の8億9,468万円で、中間貯蔵施設に関する地権者支援事業給付金や双葉地方水道企業団負担金などを計上しております。

農林水産業費は、営農再開ビジョン策定事業や営農再開支援水利施設等保全事業などを計上し、前年度比1億2,914万2,000円増の2億1,039万1,000円となります。

商工費は、双葉町商工会や観光協会への補助金等を計上し、前年度比290万9,000円増の6,838万3,000円となります。

土木費は、常磐自動車道追加インターチェンジ整備事業や町道中田観音堂線整備事業などの道路新設改良費を計上したほか、污水处理施設の整備などにより、公共下水道事業特別会計への繰出金が前年度から増額となったことなどにより、前年度比10億327万5,000円増の29億630万4,000円となります。

消防費は、双葉地方広域市町村圏組合負担金や地域防災計画等策定事業を計上し、前年度比1,288万円減の1億8,679万5,000円となります。

教育費は、前年度比1,069万円減の3億6,561万9,000円で、仮設校舎等管理運営費や生まれ！ふたばっ子事業などを計上しております。

災害復旧費は、町道等の災害復旧事業等を計上し、前年度比1億8,517万1,000円増の4億1,747万3,000円となります。

公債費は、前年度比1,713万円減の2億1,447万2,000円となります。

諸支出金は、双葉駅西地区復興拠点整備事業費などの財源として、福島再生加速化交付金基金積立金を計上したことなどにより、前年度比52億3,517万7,000円増の76億3,523万7,000円となります。

予備費は、前年度比9,164万2,000円増の1億6,003万円となります。

また、債務負担行為として、森合橋災害復旧事業を設定いたしました。

議案第21号 平成31年度双葉町国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は13億3,342万5,000円で、前年度比4,654万6,000円、3.6%の増といたしました。

議案第22号 平成31年度双葉町公有林整備事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は346万7,000円で、前年度比64万1,000円、15.6%の減といたしました。

議案第23号 平成31年度双葉町公共下水道事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は5億4,201万6,000円で、前年度比2億9,744万4,000円、121.6%の増といたしました。

歳入の主なものについて申し上げます。繰入金は、公共下水道の復旧を進めるため、一般会計からの繰入金が前年度比1億9,358万4,000円増の4億1,605万2,000円となります。諸収入は、復興シンボル軸整備に伴う支障物件移転補償費を見込んだため、前年度比1億386万円増の1億2,586万2,000円となります。

次に、歳出の主なものであります。公共下水道事業費の下水道維持費は前年度比3,250万円増の5,700万円で、下水道管路施設被災状況調査業務委託料や特定復興再生拠点管路補修工事費などを計上しております。下水道建設費は、前年度比2億8,808万4,000円増の3億2,250万4,000円で、污水処

理施設基本実施設計業務委託料や道路橋梁整備に伴う下水道施設支障物件移設工事費などを計上しております。公債費は、前年度比2,286万8,000円減の1億5,059万4,000円となります。また、平成31年度から平成33年度までの継続費として、双葉駅西側第1地区下水道施設整備事業、総額2億6,870万円を設定いたしました。

議案第24号 平成31年度双葉町介護保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は9億8,897万4,000円で、前年度比7,914万3,000円、7.4%の減といたしました。

議案第25号 平成31年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は8,228万8,000円で、前年度比2,058万8,000円、20.0%の減といたしました。

議案第26号 双葉町教育委員会教育長の任命についてであります。教育長としまして館下明夫氏を再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。館下明夫氏は、本町教育長に就任以来、双葉町の将来を担う子供たちのため、学校の教育環境の整備や社会教育の推進に積極的に取り組まれており、強い指導力と迅速な行動力を兼ね備え、教育長として適任と考えております。

よって、館下明夫氏を本町の教育長として任命することについて、議会の同意を賜りますよう、よろしく願いいたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。改選期に当たり、新たに推薦する橋内悦子氏は、現在いわき市在住で、長らく小学校教員として務められ、人権擁護についても理解があり、適任者であると考えますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。ご同意方よろしく願いいたします。

以上、提案いたしました議案等についてご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

◎町長施政方針

○議長（佐々木清一君） 日程第30、平成31年度施政方針を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 平成31年第1回双葉町議会定例会の開催に当たり、平成31年度の町政運営に対する私の所信の一端を述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、本議会は平成最後の定例会となり、5月からは新しい元号のスタートとなる節目であります。双葉町復興まちづくり計画（第二次）と特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく取り組みを進め、復興をさらに具現化すべく一層気を引き締めて町政に邁進してまいります。

双葉町立小学校の5、6年生の児童が、被災地訪問として広島市の原爆ドームや神戸市の阪神・淡路大震災のアーカイブ施設を見学して学習したことについて、昨年12月、「震災復興から考える僕ら

の未来」と題して発表を行いました。子供たちは、「まちの復興のために大切なのは、僕たちの心であり、広島の人たちも神戸の人たちもふるさとの復興を決して諦めなかったことが災害からの復興・再生に繋がっている」と発表しました。長い年月がかかっても必ず復興し、発展につながる先進事例を子供たちが体感したように、必ず双葉町を復興させ、ふるさとを取り戻すという強い信念のもと各種施策に取り組んでまいります。

間もなく震災から8年が経過いたします。3月11日には「東日本大震災双葉町追悼式」を挙行し、ご遺族の皆様並びに関係者の皆様のご列席を賜り、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、改めて多くの尊い命が失われたことに深い哀悼の意を捧げてまいります。

また、長きにわたる避難生活に区切りをつけ、町民の皆様が帰還できる環境の整備を急がなければならないことを肝に銘じ、復興の具現化を加速してまいります。

一昨年9月に「特定復興再生拠点区域復興再生計画」が内閣総理大臣の認定を受け、現在、除染・建物解体が特定復興再生拠点区域内で進められているところです。この復興再生計画を踏まえた特定復興再生拠点区域内の避難指示の解除の方針については、町議会や町政懇談会、行政区長会の折に説明し、町議会や町民の皆様にご理解をいただいたところであります。町としましては、JR常磐線が全線開通する2020年の春に向け、「働く拠点」と「発信拠点」を整備している避難指示解除準備区域とJR双葉駅周辺の一部区域の先行的な避難指示の解除と、特定復興再生拠点区域内の立ち入り規制の緩和を目指してまいります。そして、帰還を希望する町民や町内の「働く拠点」等での就労者の生活の場となる「住む拠点」の整備を進め、2022年の春ごろの「特定復興再生拠点区域全域」の避難指示解除と合わせて居住開始を目指してまいります。

しかし、避難指示の解除はゴールではなく、復興に向けたスタートであり、町内環境はもとより、避難の長期化によって健康、仕事、暮らしなど、さまざまな面で多くの課題を残しております。国は原子力政策を推進したことに伴って大変大きな社会的責任を負っております。

特に双葉町は他町村と異なり、特定復興再生拠点の避難指示解除後も町域の約8割以上が帰還困難区域のままとなっているほか、福島県全体の復興のため中間貯蔵施設を受け入れるという苦渋の判断を行っており、町の復興・再生をさらに進めるためには国の「復興・創生期間」後も継続して国が前面に立って取り組む責任があると考えており、今後も強く国に要請してまいります。

私が町長に就任し、1期目の2014年を復興元年と位置づけ、各種施策を展開してまいりました。2期目の2018年は、復興まちづくりの具現化元年と位置づけ、双葉町復興まちづくり計画（第二次）を踏まえ、各種事業に鋭意取り組み、町の復興に向けて大きく動き出した1年でありました。

2019年度は、復旧・復興の具現化が進む中で、避難指示の一部解除に向け帰町が可能となる環境の整備に関する取り組み等についての庁内横断的な調整と迅速な具現化を図るための「帰町準備室」や、町内の放射線量等の検証を行う「仮称 放射線量等検証委員会」を設置、さらには防犯対策の強化等のための防犯総合システムの第3期整備として防犯カメラ等の設置のための設計費の計上など、町民

の双葉町への帰町に向けた安全・安心に資する各種施策に取り組んでまいります。

医療費の一部負担金等の免除と高速道路通行料金の無料措置についてであります。私たちが安心して避難生活を送るために必要な施策の一つは、医療費一部負担金等の免除と高速道路通行料金の無料措置であります。高速道路通行料金の無料措置については、昨年発行された「ふるさと帰還通行カード」により、2019年度も引き続き無料措置が講じられます。医療費についても引き続き減免されることになりましたが、避難生活が続く限り、この措置は講じられるべきであり、町議会の皆様と連携を図りながら、今後も国に強く要望を行ってまいります。

次に、中間貯蔵施設整備事業についてであります。環境省は、県内に仮置きされている除去土壌等について、帰還困難区域を除き、2021年度までにおおむね搬入完了を目指す方針を示しております。2019年度は400万立方メートル程度が搬入される予定で、輸送のための交通量の増大が予想され、交通事故防止のためにも道路整備が不可欠であります。双葉町における輸送ルートとして農道原田・前田線の整備や町道山田・郡山線の改良工事、富沢橋のかけかえ工事も順調に進捗しており、2019年度内にも供用開始が予定されており、輸送の増大に伴う安全対策に大きく寄与するものと考えております。

また、細谷地区に建設中の仮設焼却施設並びに灰処理施設については、2020年3月の稼働を目指しており、町内での建物解体や片づけごみ等の可燃物仮置き場の縮小に大きく寄与するものと考えております。

中間貯蔵施設用地の状況ですが、本年1月31日現在、大熊、双葉町分の民有地1,270ヘクタールのうち契約済みが1,052ヘクタールで、約82.9%となっております。地権者の皆様のご理解とご協力に感謝を申し上げますとともに、環境省には、地権者に対して丁寧に説明し、地権者の気持ちに寄り添った対応を行うよう引き続き要求してまいります。

福島第一原子力発電所の廃炉関係についてであります。福島第一原子力発電所においては、2月に2号機原子炉格納容器内部の堆積物に対する接触調査が行われ、また今月には3号機使用済み燃料プールからの燃料取り出しが予定されているなど、廃炉に向けた取り組みが進められております。町としましては、福島県や周辺自治体等と連携し、廃炉作業が安全かつ着実に進展するよう強く求めてまいります。

ここで平成31年度に重点的に取り組む施策について申し上げます。

昨年度に引き続き、双葉町復興まちづくり計画（第二次）の基本目標として「町の再興」「生活再建」「町民のきずな・結びつき」の3つを掲げ、各施策の検証を加えながら町政を推進してまいります。この基本目標を達成するためのそれぞれの重点施策を申し上げます。

まず、「町の再興」として、昨年度は、双葉町復興まちづくり計画（第二次）に掲げた施策の具現化に取り組んでまいりましたが、今年度も引き続き事業の進捗管理を行いながら各種の復興まちづくりに取り組んでまいります。特に「官民連携・協働によるふるさとふたばの創生」を目指して、本年

4月より業務を開始する予定の「まちづくり会社」と連携し、町の復興への取り組みをさらに推進してまいります。

町の復興で重要なのは、双葉町の基幹産業である農業の再開であります。昨年は農業分野を推進するための基本構想を策定し、双葉町の農業復興の方向性を示す営農再開ビジョン骨子を作成しました。今年度は、骨子を詳細化し、営農再開ビジョンを策定するとともに、特定復興再生拠点区域内の農地の除染後の保全管理を行うための組織の立ち上げを支援してまいります。さらに農家の皆さんが安心して営農再開できる環境を整備するため、環境省には徹底した除染を求めてまいります。

中野地区復興産業拠点については、造成が完了したところから順次供用を開始しているところであります。町としましては、町内事業者の事業再開や新規立地に向けた立地支援と企業誘致を積極的に取り組んでいるところであり、立地協定を順次締結しているところであります。さらに現在約20社の企業との立地協定締結に向けて、協議を進めているところであり、操業奨励金等の企業支援に係る経費を計上し、企業誘致活動を推進してまいります。

また、産業交流センターについても2020年度の開所を目指し、就業者、来訪者、一時立ち入りする町民の総合的なサポート拠点として整備を推進してまいります。

「情報発信拠点」としての県のアーカイブ拠点施設は、2020年夏ごろの開館を目指し、2月9日に起工式が行われました。双葉町においても震災の記憶を後世に伝えるため、アーカイブ事業に関する所掌事務を教育委員会が担当し、県と連携しながら事業を進めてまいります。

同じく県事業であり双葉町、浪江町両町にまたがる約50ヘクタールのエリアに整備する復興祈念公園については、昨年7月に基本計画が策定され、現在基本設計が行われているところです。震災の犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓の後世への伝承、国内外に向けた復興に対する強い意思の発信のため復興祈念公園とアーカイブ拠点施設などとの相互連携により、町のにぎわいを生み出したいと考えております。

町内の復興拠点の広がりとして長塚寺内前地区に整備した「双葉町寺内前霊園」については、墓地区画の使用を開始しており随時申請受け付けと相談を行っているところです。

次に常磐自動車道双葉インターチェンジ（仮称）と中野地区復興産業拠点を結ぶ復興シンボル軸の整備についてであります。双葉インターチェンジは、2020年春の供用開始を目指し、順調に進捗しているところです。また、県が整備する復興シンボル軸については、用地交渉も順調に進み、2020年3月の暫定供用開始を目指して整備が進められております。

また、アクセス機能強化及び安全性、利便性の向上を図るため、町道改良事業や災害復旧事業により幹線町道の整備を行ってまいります。

JR常磐線については、第一前田川橋梁工事が完成し、線路等の除染工事も順調に進み、2020年春の全線開通が予定されております。また、JR東日本水戸支社との協定により進めておりますJR双葉駅の東西を結ぶ自由通路及び橋上駅舎の整備についても順調に進捗しているところであり、JR常

磐線の全線開通に合わせた供用開始を目指しております。さらに、駅東側の広場も整備することで駅周辺の利便性の向上を図り、避難指示解除とともに人のにぎわいを創出していきたいと考えております。

J R 双葉駅西地区の「住む拠点」については、都市計画を決定し、福島県の事業認可を経て、現在用地買収等に着手しております。今年度は J R 双葉駅西側を中心とする第 1 期区域 10.8ヘクタールの整備に関し、実施設計並びに施工費を計上したところであり、2022年春ごろの特定復興再生拠点区域の避難指示解除に合わせて住民の居住開始を目指し、同区域の街区道路、災害公営住宅、福島再生賃貸住宅や官民複合施設などの整備に取り組んでまいります。

また、特定復興再生拠点区域内の既成市街地は昔からの町の中心部であり、町の顔となる場所です。駅西地区の整備とあわせ、既成市街地の再生に向けて、まちづくり会社と連携しながら、具体的な検討を進めてまいります。

次に、「生活再建」についてであります。家屋の被害認定調査については、特定復興再生拠点区域内の生活環境整備や住宅再建、生活再建には欠かすことのできない重要な調査であります。そのため、迅速な事務処理を行い、申請から罹災の判定結果が出るまでの時間短縮を図ってまいります。

町外における拠点整備については、復興公営住宅勿来酒井団地への入居が昨年開始されましたが、今後は整備主体である県及び関係機関と連携しながら、居住者の安全、安心の確保と利便性の向上に取り組んでまいります。

また、介護施設である「グループホームふたば」が郡山市に、並びに特別養護老人ホーム「せんだん」、グループホーム「せんだん」がいわき市に開所し、福祉介護の施設環境が整ったところでありますが、運営の評価については、第三者機関により行い、質の高い高齢者福祉対策を進めてまいります。

次に、「町民のきずな・結びつき」についてであります。避難生活の長期化に伴う町民の心身の健康の維持やコミュニティーの形成、生きがいづくり等に向けた各種事業も継続して実施していくこととしております。

昨年度は、町広報紙「広報ふたば」、コミュニティー情報紙「ふたばのわ」に加え、広報ふたばの動画版「広報ふたばダイジェスト」を制作、配信するとともに、町公式ホームページ、コミュニティー放送FMいわき、タブレット端末等を通して、町からの情報発信の充実を図ってまいりました。

今年度も引き続き各種情報発信ツールを使って町行政と町民、町民相互のきずなの維持を図るとともに、交流機会の創出に向けたイベント情報や行政情報の円滑な伝達手段であるタブレット端末を活用して町民相互のコミュニティーの充実を図ってまいります。

さらに、町民相互の交流機会の確保と各行政区におけるきずな・結びつきの維持を図るため、地区総会開催における経費の一部を補助し、その宿泊費についても生活サポート補助金の対象としております。生活サポート補助金については、引き続き、個別訪問や窓口相談、コールセンターでの問い合わせ

わせ対応などにより、補助金申請率の向上を図ってまいります。

将来の双葉町を担う小・中・高校生の再会の機会の創出と、児童・生徒同士及び保護者同士のつながりときずなの維持発展のため、今年度も夏季期間中に「集まれ！ふたばっ子2019」を開催してまいります。

また、町民参加の体育行事として、昨年度も絆スポレクふたば実行委員会が「ふたばスポーツフェスティバル2018」をJヴィレッジで開催しました。また、JOC主催による「オリンピックデー・フェスタ in ふたば」も同時開催され、多くの町民の皆さんがスポーツを通して運動不足を解消するとともに、再会を楽しむなど、町民同士の「きずな・結びつき」に大きな役割を果たしていることから、2019年度も引き続き開催してまいります。

以上、平成31年度の主な取り組みを述べましたが、町政運営に当たりましては、引き続き町民の皆様のご意見をお聞きし、議会と連携を図りながら双葉町復興まちづくり計画（第二次）を基本として、各種復興事業の具現化に向けて職員一同全力で取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

以上申し述べまして、平成31年第1回双葉町議会定例会の開会に当たっての施政の方針といたします。

○議長（佐々木清一君） これで平成31年度施政方針を終わります。

◎請願の委員会付託

○議長（佐々木清一君） 日程第31、請願の委員会付託。

今期定例会において本日まで受理した請願は、お手元に配付した請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したので、報告します。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦勞さまでした。

(午前10時53分)

3 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成31年第1回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

平成31年3月8日（金曜日）午前9時開議

開 議

日程第1 一般質問

3番 羽山君子君

1番 尾形彰宏君

5番 菅野博紀君

4番 高萩文孝君

散 会

○出席議員（8名）

1番	尾形彰宏君	2番	石田翼君
3番	羽山君子君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	金田勇君
教育長	館下明夫君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	板倉幸美君
総務課長	舶来丈夫君
復興推進課長	平岩邦弘君
戸籍税務課長	高橋秀行君
産業課長兼 農業委員兼 農事局長兼 コミュニティ センター所長	志賀睦君
建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	中野弘紀君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	大浦富男君
生活支援課長	鈴木健一君
会計管理者	井戸川陽一君
教育総務課長	橋本仁君
代表監査委員	石川雄彦君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	志賀公夫
書記	高橋春枝

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（佐々木清一君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号3番、羽山君子君の一般質問を許可いたします。

3番、羽山君子君。

（3番 羽山君子君登壇）

○3番（羽山君子君） おはようございます。議席番号3番、通告番号1番、ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

1、町の農業について。町の農業再生実現の可能性は、農家の営農再開に大きく左右される。営農再開農家が少なかった場合、町が農地を買い上げ、営農組合等を組織し貸し付けるなど、実現に向け主体的にかかわる考えがあるか、お伺いいたします。

また、営農再開に向け農地保全管理組合が組織されたが、遠距離に避難されている農家の通作に対する支援の考えと、町の農業の各拠点の整備事業の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。3番、羽山君子議員の質問にお答えいたします。

1、町の農業について。町の農業についてのおたただしですが、まず営農再開農家が少なかった場合、町が農地を買い上げ、営農組合等を組織し貸し付けるなど実現に向け主体にかかわる考えについてですが、ご提案いただいた貸し付けを目的に町が農地の取得や借り受けをすることは、農地法上できません。そのため、県知事が指定した農地中間管理機構が地域内の分散した農用地等を借り受け、営農組織等の担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮した上で、それら担い手に長期間貸し付ける農地中間管理事業を活用することも営農再開に向けた手法の一つと考えております。

今後は、こうした事業制度の活用や農業生産法人等との連携による営農再開の考え方についても、地元農業者へ提案してまいりたいと考えております。また、双葉町の基幹産業である農業の再興は、

帰町する人々のふるさとへの思いと生きがいを創出する指標となる重要なものと考えております。

次に、営農再開に向けた農地保全管理組合が組織されたが、遠距離に避難されている農家の通作に対する支援策の考えと、町内の農業の各拠点の整備事業の進捗状況についてですが、まず遠距離に避難されている農家の通作に対する支援については、町は平成30年5月に設立されました双葉町農地保全管理組合へ福島県営農再開支援事業を活用し、宿泊費や車両使用料等の経費の補助を行っております。今後も引き続き補助事業を活用し、遠距離に避難されている農家の通作に対する支援を継続し、負担を軽減してまいります。

続いて、町内の農業の各拠点の整備事業の進捗状況についてですが、先ほどの双葉町農地保全管理組合が、避難指示解除準備区域内にゾーニングされている水田再生活用拠点及び次世代園芸チャレンジ拠点内の約26ヘクタールの農地の保全管理を実施しているところです。一方で、今後は特定復興再生拠点区域内に優良農地を有する羽鳥地区を初め、中田、前田地区内の除染後の農地の保全管理が課題となります。

町としましては、引き続き農地所有者等の皆様のご意見をいただきながら、営農再開につながる農地の保全管理組合等の設立を支援してまいります。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 確かに農地法がありますし、復興まちづくり計画（第二次）の実施計画の中に今後3年間の取り組みが示され、今年度も予算や町長の施政方針にも、町の基幹産業である農業の取り組みは示されておりますが、個人の土地を借りれることには時間もかかりますし、通作をするに経費が出されていると言いましたけれども、やはり高齢化の波もいっぱいあります。特例というものもありますから、農地を町では買えないといいましても、組合の中を通してでも、そういう特例を通じて買ってでもやらないと、そういった皆さん高齢化しておりますので、やはり少しでも早く進めることが必要ではないか。それには、行政もやっぱり十分かわり、買い上げをしてでも再開に取り組む姿勢が必要ではないかなと思っておりますので、これ特例を使うことに町長はどのような考えがあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

今特例を使っていろいろな取り組みをしたらどうかというおたただしだと思いますが、特例について私の今現在知っているものでは、そういったものは存じ上げていないということと、先ほど一般質問の答弁でお答えさせていただきましたけれども、農地法上そういったことに関しては、非常に難しいということでもあります。

また、それ以外で、法律に抵することがなくでき得るものが何かありましたら、町としても積極的にかかわっていきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 私たちもこうやって避難しているわけですので、やっぱり特例というのを県とか国と相談していただきながら、ぜひお願いしたいと思ったところでもあります。アーカイブ事業や交流センターも32年度に完成するということですので、やはり営農事業も一緒に進めていくことは、復興まちづくりのすごい弾みになると、皆さんの元気にもなると思うのです。ですので、早目の対応をお願いしたいと思います。

それでは、2番に移りたいと思います。2番、町に対する東京電力の損害賠償について。町が東京電力に請求した約192億円に対し支払われた額は2億円にすぎない。事故から8年が経過するが、国からどのような自治体賠償指針が示されているのか伺います。

また、支払われた約2億円の内訳及び支払い額が少額の理由をお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番、町に対する東京電力の損害賠償について。町に対する東京電力の損害賠償についてのおただしですが、まず国からどのような自治体賠償指針が示されているかについてですが、平成23年8月に国から東京電力株式会社第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針が示され、地方公共団体が所有する財物及び地方公共団体等が民間事業と同様の立場で行う事業に関する損害については、賠償の対象となることとされております。具体的には、地方公共団体が所有する土地や建物のほか、原子力発電所事故により発生した損害や事故対応費用などが対象となっており、町では賠償の対象となるものについて請求手続を進めているところです。

また、平成24年3月に東京電力に町が請求した約192億円は、町が所有する土地と建物に対するものであり、国から算定基準が示される前に、町独自に算定して請求額を積み上げたものです。その後、平成29年9月には原子力損害賠償紛争審査会の共通の考え方として、地方公共団体における不動産の賠償についてが示され、また平成30年1月には地方公共団体におけるインフラや山林の取り扱いについてが示されており、損害賠償請求に対する町の考え方と指針に基づく東京電力側の考え方に差が生じていることから、協議を進めているところであり、約192億円については支払いを受けておりません。

次に、支払われた約2億円についてですが、これは土地や建物以外の原子力発電所事故により発生した損害や事故対応費用などを請求したもので、支払われた額は平成29年度末現在で3億305万143円となっております。その内訳ですが、平成23年度から平成25年度までの職員の超過勤務手当、宿日直手当分が1億5,123万1,177円、入湯税、たばこ税の減収分4,025万4,282円、ため池工事費に係る受益者負担金分215万9,345円、また平成23年3月から平成27年2月までの公共下水道事業特別会計に係る逸失利益分が1億940万5,339円となっております。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 自治体の賠償指針が示されたとすれば、指針に沿って見直しは、その192億円がそのままの状態でも今も生きているのかどうかということです。

あと、その内訳をいただきましたが、この細かい3億3,000万円近くが賠償されているといっても、職員の手当とか減収分とか、そういった分だけだとすれば、やはり私たちは、避難して8年も過ぎているわけです。この3億円ぐらいというのは、私たち全町民避難しているのに、東電はそのことを忘れてしまったのかなというのと、この192億円がまだ生きていますかどうか、お伺いしたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山君子議員の再質問にお答えいたします。

まず192億円についての考え方、これについては町としては生きていますと考えております。ただ、先ほども質問の中で答弁で申し上げましたけれども、平成29年9月には原子力損害賠償紛争審査会の共通の考え方として、地方公共団体における不動産の賠償についてということで示されております。その後、平成30年1月には地方公共団体におけるインフラや山林の取り扱いについてが示されており、損害賠償請求に対する町の考え方と、指針に基づく東京電力側の考え方に差が生じているということは、今現在協議を進めている中であります。そういったことで、先ほどおただしの部分には、町としては192億円というのは今も生きています状況であり、東京電力に対してはさらなる交渉を重ねていきたいというふうに思っております。

あと、3億円につきまして、支払われた2億円については、これはあくまでも土地、建物以外の原子力発電所事故により発生した損害や事故対応費用などを請求したということでございます。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 3億円ちょっと支払われているということなのですが、やはりこの192億円が生きていますとすれば、もう8年も過ぎているのだから、東京電力さんだって、私たちが全町避難しているわけですから、まるっきりそのくらいの金額ではなくても、もう少し支払われるように東京電力と協議していただきたいなと思っておりますし、この当時の町長は、やはり一生懸命積算されたと思うのです。その思いもかなえるというか、町民のためだと思っておりますし、どのように考えているのかなと思うこともあります。

あと、県には県有財産、この前新聞に出ましたけれども、請求どおり支払われるようになっていると、各県の6カ町村、高校の請求書を県で出したと新聞に載っていましたが、私ちょっと新聞持っているのですけれども、そのときに東京電力さんは、請求どおり支払われるようですみたいなことを書いてあるのです。やはり県立高校の請求書も出されるということ、建物に対して出されているわけです。私たちは、何でこの192億円、建物についてではなくて聞いてみると、それ以外、職員も夜遅くまで働いていた分とか、ため池分とかという、減収分とかという、それだけの問題ではないでしょうと思うのです。これだけやはり我々は避難して苦勞していますので、ぜひその辺のことを町長も東京電力さんのトップの方とお会いする時期もあると思うのです。そのときには、ぜひそのことをお話しされて、頑張ってくださいたいと思っております。お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員から再々質問ありました。このことに関して、県やほかの自治体が請求したのに関して請求どおり支払われていると、それは事実であります。ただ、誤解のないようにご理解いただきたいと思うのですけれども、これは平成29年9月の原子力損害賠償紛争審査会の共通の考え方、またさらには平成30年1月の地方公共団体におけるインフラや山林の取り扱いについて示されたことの請求の仕方ということで、双葉町で192億円を請求したときとは状況が違うということとございますので、その部分は確かに請求どおり支払われているというふうに伺っておりますけれども、我々はその以前に、平成24年に町独自に請求をしているわけです。その部分とは、多少の差があるということは認識していただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） それでは、次に移りたいと思います。3番、産業交流センターの使用料と支援後の対策について。施設は、全額国の交付金等で整備されると伺っているが、施設の使用料の算定根拠及び運営管理の明細を伺います。

また、町の3年間の支援終了後、入居者の経営が悪化した場合の対策はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3番、産業交流センターの使用料と支援後の対策について。産業交流センターの使用料と支援後の対策についてのおたただしですが、まず産業交流センターの使用料の算定根拠及び運営管理費の明細についてですが、2月7日の全員協議会において産業交流センターの使用料については、1平方メートル当たり月2,500円とすることを説明させていただきました。この金額の算定根拠ですが、施設の年間管理運営費を約7,000万円と想定しており、これに対し施設単体で収支採算がとれる金額として算出したものです。

費用面の内訳につきましては、人件費、設備維持管理費、事業運営費、光熱水費、損害保険料等を想定しており、このうち多くを占めるのが人件費や設備維持管理費となっており、これらで費用面の4分の3程度になるものと想定しております。ただ、費用面の積算については現時点では設計段階での想定のものであり、今後さらなる精査を進め、可能な限り費用の圧縮を図ってまいります。

次に、町の3年間の支援終了後、入居者の経営が悪化した場合の対策についてですが、先日の全員協議会ではカフェ、食堂等のテナント入居者に対し、2022年度までの使用料の免除及び人件費等の補助を行う方針をご説明いたしました。これは、施設の開所時においては集客面に不透明な点や従業員の確保が難しいことがあることから、テナント入居者の経営安定化を図り、長期にわたって営業していただくために支援するものであります。2023年度以降については、その時点での産業交流センターの集客状況や住民帰還の状況等を勘案し、支援の実施について判断してまいりたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） これ貸し事務所、全額交付金でということでしたので、ちょっと私もいわき近辺の貸事務所を調べてみました。坪にしたら、大きいのではやはり8,300円ぐらいになります。小さいのでは約5,800円ぐらい、双葉町の交流センターはなるのですけれども、いわきの6丁目、坪当たり5,000円で、ラトブ付近が7,500円、平駅前通り9,000円、駅よりちょっと離れたところだと4,000円。それは、確かにエレベーターとか何かはあつたりなかつたりすれば、値段はさほどの差はありますよと言われましたけれども、やはり交流センターの貸事務所が少し高目に設定されているのかなと。それは、交流センターですからあれなのですけれども、借りる側にとってはもうちょっとリーズナブルな値段であってもよろしいのではないかなと思っております。

あと、例えば経営が悪化した場合でも当面支援するとありますが、町でも国、県よりの支援がいつまで続くかわからないし、見通しは立っていないです。いつまで、3年、5年は支援するといっても、それから先はどのように支援されるのかもわからない状態の中で、交流センターの中に入れる事業所さんも、廃炉に関する事業所さんとか、あと町の商工会を通じて入る業者さんとかということで、なるべく採算が合うような事業というか、それを組み合わせてもいいのですけれども、事業と事業を組み合わせる2つやるような形でもいいのですけれども、やはりそういうことをアドバイスしていただきたいなと思っています。なぜかというと、さっき言いました、いつまでも支援が続かないし、3年後にかけて入居者が安定するように負担もしていくよと、3年間は強力に応援していくよと言いますが、やはり入居者の方もいつまでも支援されても、町も大変になっていきます。そんな中で、やはり何か案を出しながら、なるべく町の重荷にならないような業者さんを、町の負担の軽減を考えることも必要かなと思いますので、再度質問させていただきます。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

まず、産業交流センターの使用料の件ですけれども、これは維持管理運営というか、簡単に言うとランニングコストが年間7,000万円というふうな想定をしたということから、フロアの1平方メートル当たりの単価を算出したと。そういうことで議員おっしゃるとおり、我々からすれば大都会のいわき市の中心市街地のフロアの賃借の料金と比べると、高いのではないかというご指摘だと思います。そういったことも十分わかっておりますが、そういったことでまず将来的に、維持管理運営していかなくては何の意味もない施設になってしまいますので、そういうことも考えた上での料金設定ということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、再開3年後の状況で事業所として入ったところの、そういうふうな継続的にできるような事業者でなければというふうなおたしだつたと思ひます。その件に関しましては、当然信用調査もしておりますし、そういうふうなことの体力のある企業ということで、十分考えていかななくてはならないということと、ただ、どういふふうに入ってくる企業が努力をして、成功していただきたいと思ひは皆さん一緒だと思ひますので、そういう企業が想定外の、いきなり成功するようなこ

とも当然考えられますし、そういうことに関しては全て排除するのではなくて、可能性のあるものに関しては、やはり町としては支援をしていかななくてはならないのではないかと考えております。石橋をたいて渡る方法もありですけれども、それだけではなくて、幅広くいろいろな事業所がこういったものに関して賛同して参画していただけるような支援のあり方というのが、町としては必要ではないかというふうに考えております。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 先日ちょっと説明されましたけれども、双葉町にも、この産業交流センターに入らない事業者でも、事業を一生懸命やっている事業者もありますし、双葉の業者さんと入る業者さんがバッティングした場合などのことも考えたときには、やはり私は一番は廃炉に関する事業者を入れるのが一番妥当かなと思って、この質問させていただいたわけですので、その辺をよろしく願いたいとおきます。

それでは、4番に移ります。4番、東京電力の賠償終了後の対策について。高線量につき避難を強いられている町民の中には、収入が限られて生活が苦しいと訴えている人が出てきている。このような町民に町はこれからどのような生活支援を考えているのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 4番、東京電力の賠償終了後の対策について。高線量につき避難を強いられている町民の中には、収入が限られて生活が苦しいと訴える人が出てきている。このような町民に町はこれからどのような生活支援を考えているかとおたがいますが、町では東京電力並びに国に対し、双葉町は避難指示が継続中であることから、町民一人一人に寄り添い、個別事情に見合った対応をするよう強く申し入れをしているところであります。

現在、町としての支援策については、避難されている町民の皆様の生活を支援、維持、向上のため、平成28年度から生活サポート補助金を制度化し、実施しております。また、長期化する避難生活においては、当面の生活を再建するための必要な支援策について、国の避難指示区域等における被災者の生活再建に向けた関係府省庁会議を中心に、国、県、本町を含む関係市町村で構成された避難指示区域等における被災者の生活再建課題連絡会議や生活再建調整会議が開催されており、住まい、就労、健康的な暮らしなど、生活再建に向けた課題を共有しながら検討しているところであります。被災者を取り巻く課題は、時間の経過とともに個別化、複雑化しており、一人一人の事情に応じた対応が求められる中、全国各地に避難生活を余儀なくされている町民の生活再建に向け、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 私は、この前1月31日、中間指針というの出されましたよね、改訂版というのを多分1月末あたりに出されたと思うのですけれども、中間指針の中に、生活の増加の費用は含まないと書いてあるのです。生活の増加の費用は含まないとありますが、やっぱり物価もスライドして

いるのです。そんな中で、生活費の増加を生活の支援となるように、やはり次の改訂版には改定していただきたいのです。物価のスライド分って、例えば今まで、8年前に100円で買えたものが150円ぐらいになっていたりします。それなのに、含まないなんていうようなことは、あり得ないではないですか、一般企業でも。うち鉄骨屋だったのですけれども、1年前までトン10万円だったのに、今度は12万円になりますよというのと同じなのです。ここは、やはりもうちょっと町長さんもいろんなところに出席されていると思いますので、生活費の増加費用は含まないとありますが、含んでほしいと思っておりますので、ぜひお願いしたい。

さらにまた、もう一つ復興まちづくり計画（第二次）の中に、避難先高齢者向け配食サービスというのがありまして、出ているのですけれども、平成30年度着手予定だったが、再度検討中になっております。これも生活支援の一部だと思うのですけれども、隣町では既に始まっておりますし、65歳以上とか、介護度ある方とか、そういう方にこの高齢者向け配食サービス、検討中ではなくて、実施していただきたいなと思っています。なぜなら帰還困難区域というのは、私も隣町もみんな同じです。つらさも同じですので、やはりその辺をもう一度考えていただきたく、再質問させていただきます。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

指針の中で、生活費の増加については考えていないというふうなことを町としてしっかりと申し入れをして、その部分も認めさせるべきだというふうなご指摘、それは当然我々もやっていかななくてはならないことですし、認めさせていきたいというふうに思っております。ただ、一番本来の今回の賠償の問題のベースになっているのは、原賠審で言っている当時の震災当初、そのころ今の賠償の制度が最低限であるというふうな言い方をしているわけです。だから、その賠償が最低なのに、その最低から全然それが慣例化して、通例化してなっているということを改めさせることが、全体的なベースアップにつながるのではないかとこのように思っております。あくまでも、これは最低限の賠償ですよというふうなうたっているわけですから、最低限の状況を改善させなくてはならないだろうというふうに思っております。そういったことが改善されることによって、こういったものも改善される可能性があるのかなというふうに思っています。

あとは、まちづくり計画の中でもということで、ご指摘ありました高齢者の配食サービス、これは議員ご存じのとおり、被災している双葉郡内の町村だけではなく、双葉郡外もあるのですけれども、まず双葉町の避難状況が非常に広範囲にわたっていると。全国41の都道府県、市区町村では300以上の市区町村に、今現在も避難を強いられているということで、非常に分散化傾向にあるというのは、他の自治体とはちょっと変わった状況だということをご理解いただけたらと思います。

そういったことで、これも当然対応を考えていかななくてはならないことなのですけれども、なかなか余りにも広範囲、広域に分散をしてしまっている高齢者の人たちに対するサポートの仕方というのが、非常に厳しい状況になっているというのも町として実感しておりますし、だから手をこまねいて

何もしないということではなくて、何とか対応できるような取り組みというのを、これは国のほうにぜひ対応していただきたいというふうな申し入れをするべきだろうと思いますので、そういったこととして県外は国、また県内は県に対して、そういう取り組みを進めていきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 今広域にわたっているのが、双葉町は特殊だと言いますがけれども、やはりこの町も広範囲になっているのではないかなと思っておりますので、それは一つとして、高齢者向け配食サービスに関しては、もう一度その辺のことをよろしく願いしておきます。

また、何でもう少し生活の増加費用を含むしてほしいということを行っているかということ、やはりデブリとか中間貯蔵施設、あと福島県沖の地震30年以内、きょうかあした、震度7以上、確率50%、2次災害としてトリチウム水のドラム缶なんかも、7以上あったら横になるのではないかななんて思うと、またそれもあれになりますし、放射性廃棄物の処分場もまだ決まらない。町民が安心して戻るには、不安が多過ぎると思うのです。だから、何年かかるかわからないので、この1番の中間指針に関しては、本当に町長も町、いろんな出先機関におかれまして、いろいろ陳情されていると思うのですけれども、その辺のことをよろしく願いしておきます。

さらに、きのうちょっと私の友達から電話ありまして、c p mというのですか、土の中の線量というのですか、最初、除染前2万8,000c p mあったそうなのです。除染後429と。それで、さらに普通、震災前は100であったc p mという土壌の汚染というか、それがそういうふうには100で正常値でしょうというのがあったのが、今は429ありますよということで、そういった面でもなかなか帰れないと。そういう中で、やはりそういう出先機関に行ったとき、再度再度で、大変本当に皆さん、町民も苦労されているので、陳情をよろしく願いたいまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） 通告順位2番、議席番号1番、尾形彰宏君の一般質問を許可いたします。

1番、尾形彰宏君。

（1番 尾形彰宏君登壇）

○1番（尾形彰宏君） 議席番号1番、通告順位2番、尾形彰宏、ただいまより議長許可に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、先月、2月上旬に中間貯蔵の現場で、64歳の女性の方がお亡くなりになられたということで、現場に携わる私としても、ご遺族、それから関係者の皆様に、深くお悔やみを申し上げたいと思います。

さて、防災ということで今回は質問させていただきますが、3月の11日、追悼式ということで、あと3日後ということなのですが、基本的に今現在の防災、それから今後の防災ということはどうすべきかということについて、今回は質問させていただきたいと思うのです。

2月、メディアの中で、あるいは国の地震の情報の中で、福島県の浜通り地方についていうと、マ

マグニチュードの数値だったのですが、マグニチュード8以上が来る可能性というのが25、6%以上であると。マグニチュード6、7以上が5割を超えると、50%を超えると数値が出ていて、千葉沖、それから茨城沖、そして福島沖の連動ということを考え合わせると、いまだ大きな大災害、大地震、大津波ということが来る可能性というのは拭えないというふうに思っております。それゆえに、今回も防災関連の中の項目をちょっとチェックさせていただきたいと思うのですが、防災訓練の現状と双葉町での今後の計画についてということが1番になっております。

今町民は、県内外に分散した居住環境の中で、防災対応が求められているというふうに考えています。町としては、このように県外にいらっしゃる方、居住している方にどのような情報対応しているのか。また、その中で防災訓練の参加とかいうことについては勧めているのか、現状把握の状況をお伺いします。

さらに、ふるさと双葉町にあって、立ち入りしている町民の方々、復興、復旧関係で仕事をされている方に対して、防災訓練をどのように指導しているのか伺います。

そして最後に、未来ということですが、中野復興拠点、県施設、国祈念公園、町西地区など、今後の計画の中で防災、減災をどのように検討しているのかお伺いします。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 1番、尾形彰宏議員の質問にお答えいたします。

1、防災訓練の現況と双葉町での今後の計画について。防災訓練の現況と双葉町での今後の計画についてのおただしですが、まず町民が県内外に分散した居住環境の中で、防災対応が求められると考えるが、町はどのように情報対応しているか。また、その中で防災訓練参加を呼びかけているのかについてですが、ここ数年、台風や集中豪雨などにより、全国各地で自然災害が頻発しております。特に大きな地震が熊本や大阪、そして北海道で発生しており、報道を通じて全国に避難されている町民の皆様においても、さきの震災を教訓に災害への備えは大事だと考えているものと推察しております。災害は、避難先の市区町村にかかわらず、勤務先や旅行、そして車や電車での移動中など、いつ、どこで発生するかわかりません。常日ごろの備えや心がけが大事となります。町としましては、避難先での市区町村からの防災情報の提供が、避難先の広報紙等の情報媒体を通じて、避難されている町民の皆様を含めて地元の住民に周知されるものと考えております。

減災対策では、東日本大震災の経験を機に、災害による被害を少なくするため、一人一人がみずから取り組む自助、地域や近くにいる人同士が助け合って取り組む共助が重要であると見直されました。そうしたことから、住民主体の取り組み強化による防災意識の高い社会を構築することを目指すべきだと考えております。まずは、避難先市区町村での防災情報やハザードマップを確認していただき、避難先での地区の防災組織や市区町村などによる防災訓練への参加などを通じて、災害への備えをしていただきたいと思いますので、町広報紙等情報提供媒体を通して発信していきたいと思っております。

次に、一時立ち入りしている町民の方々や町内での復旧、復興に携わっておられるの方々への防災訓練の指導についてですが、一時立ち入りしている町民の方には、各世帯に配布しております「立入のしおり」の中で、地震、津波が発生した場合は防災緊急放送やラジオなどで防災情報を収集し、安全確保を最優先とする旨案内しており、復旧復興事業に携わっておられる方々につきましても、いまだ避難指示の発信中であり、町内の大部分が帰還困難区域であること、また町内には避難所の機能がないうこと、現時点で町行政機能がいわき市にあり、避難支援に遅れが出ることが予想されることなどから、災害の発生時には一時立ち入りしている町民の方々同様に、みずからの命を守るため逃げることを公共工事発注者には機を見てお伝えしております。

また、工事を受注している事業者においては、発注者へ提出する施工計画書において、事故や災害時の体制を記載することになっておりますので、応急的な初期行動はそれを踏まえて下請事業者を含めて対応されるものと考えております。

次に、中野復興拠点、県施設、国祈念公園、町西地区などの防災、減災の検討状況ですが、ハード対策については海岸堤防や防災林の整備、そして河川護岸の復旧工事を県で進めており、ソフト対策につきましては町地域防災計画等改定業務を現在進めているところです。なお、アーカイブ施設や祈念公園の避難計画などは、各施設管理者が作成することになります。それらの避難計画の基礎となる町の地域防災計画につきましては、さきの震災以降、多くの自然災害での甚大な被害状況を教訓に、水防法の改正を初め、国の防災基本計画などの修正など多くの対応策が見直されており、それを踏まえて当町に合った改定内容にするべく作業を進めているところです。

また、今年度に福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業を活用し、防犯防災総合システム事業として、災害発生時に現場の被災状況を速やかに把握することができる環境を整備するため、ウェブカメラ7台の設置を進めております。今後、必要に応じて増設につきましては検討してまいります。

さらに、先ほども申しました共助の観点から、震災前にもありました地域の自主防災組織につきまして、帰還後に居住が進む地域においては必要になるものと考えておりますので、その点も今後地域のまちづくりとあわせて検討していきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） それでは、再質問をさせていただきます。

ご答弁いただいた町長のというか、町行政のお考えは、基本的によくできているとは思いますが。問題なのは、マスコミを含めて個人個人への呼びかけという部分で、もう少し具体的なやり方ということを書いており、例えば1番目の現居住環境での対応ということになりますと、一番町が気にかけておられるのは、やっぱり安否情報ということだと思っております。メディアの中では、これはこういう時期にいろいろと報道されております。それはどういうことかということ、災害用伝言ダイヤルとか、あとはファイブゼロジャパン、こういうのが安否情報として具体的に挙げられております。これは、広報とかで、こういうものがあるのだよということを説明してあげるとよろしいと思います。

次に、帰宅困難地域、ふるさと双葉町についていうと、まずは避難所なのです。国土交通省とかいろいろ見ても、双葉地方、あるいは双葉近隣の避難所というのは、この間も県の研修会とかありましたが、浪江の地域スポーツセンターがなっています。あそこ1つしかない。もちろん双葉、大熊はこういう状況なので、避難所はないわけです。2番目は避難所、安否情報の次は避難所です。3番目が、新しい計画ということでいくと、先ほど町長のほうから言っていたので、重複することになるから言いませんが、防災無線といいますか、それが何よりの頼りの一番最初を感じる情報なのです。

ここで、再質問の中で町長にチェックというか、ご確認いただきたいことが6項目あるのです。それは、今現在皆さんが双葉町にいらっしゃるといふこと、ふるさと双葉町にいらっしゃるといふ想定でのシミュレーションなのですが、6項目ちょっと町長にご返事いただきたいのです。

まず、Jアラートは機能するか、これ1番。

次、防災無線は機能するか、避難場所などの的確な避難指示ができるか、これ2番。

3番目が、ワンセグテレビ、テレビでとれと言っても、外に出ていたりすると見れない。だけれども、スマホとか携帯持っていたりするわけだから、ワンセグテレビが見れないわけではない。だけれども双葉町については、隣の浪江町はワンセグ見れるわけです。だけれども双葉町は見れない、こういったものが圧倒的に。これ3番目。

4番目は、これは東京電力と双葉町の協定の中で、緊急時の避難指示情報の連絡と連携。連携ということである、みんな避難するから交通量がいきなり増大するわけです。そういった連携の情報のもの、協定とかを含めてできているのか。これ4番目です。

5番目が、またやっぱりインターネットを利用して、ぱっとスマホとかタブレットとか見るわけなので、双葉町のホームページの避難情報が閲覧できるか、今の時点で。そういうものはあるのかどうか。今のは5番目。

最後6番目が、やはりわあっと避難しますので、警備員安全を確保した上で、ゲートフリー措置、それと幹線道路での交通整理協力ということを経営者の人たちと、警備の企業に仰げるのか、お願いしますというときに。そういう協定とか契約とかやられているのか。

この6つ、ちょっと具体的に申しわけないのだけれども、これぜひ今の町の状況、町長の認識等を知る上でお聞きしたいのです。簡単でも結構ですので、お願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 今尾形議員から再質問で、6項目についてご質問ありました。

このことにつきまして、住民生活課長に説明をさせます。

○議長（佐々木清一君） 中野住民生活課長。

○住民生活課長（中野弘紀君） 尾形議員の質問のほうに答えさせていただきます。

まず1点目、Jアラートの機能の状況ということのおただしですが、今現在Jアラートにつきましては町のほうに設置しておりません。ただ……

(「双葉町」と言う人あり)

○住民生活課長(中野弘紀君) 今こちらのいわき事務所のほうに設置はしてありませんが、予算をいただきまして、今現在設置を進めているところです。年度末までには、設置される状況になっております。

次に、防災行政無線につきましては、無線につきましては今現在はありませんが、予算をいただきまして有線の防災緊急放送システムを構築しているところであります。こちらは、平成26年に整備しております。

続きまして、ワンセグテレビのほうですが、こちらのほうは携帯のほうで見れないという状況なのですが、一部見れるところもありますので、そちらのほうはちょっと確認はしてありません。

次に、東京電力での有事の際の一報ということだと思っておりますが、そちらのほうにつきましては原子力災害対策特別措置法の10条通知、もしくは15条通知のことをおっしゃっているのかと思っておりますが、そちらにつきましては町のほうに届くようにはなっております。

次に、インターネットの避難情報の公表というか、できるかということですが、こちらにつきましては災害時においてどういう対応をするかということ次第になるかと思っておりますので、こちらはちょっと検討させていただければなと思っております。

最後に、警備員の状況というか、有事の際にゲートのほうがフリーになるかどうかということだと思っておりますが、今現在ゲートのほう各町のほうにあるかと思っておりますが、管理がえをしているところもあります。各事業者さんのほうでゲートを管理している部分もございます。また、内閣府のほうで管理している部分もございますので、有事の際はそれをフリーにするというのは当然なシステムというか、仕組みになろうかと思っておりますので、それらをあわせまして内閣府と再度調整させていただければなと思っております。

以上です。

○議長(佐々木清一君) 1番、尾形彰宏君。

○1番(尾形彰宏君) ありがとうございます。この件については、やっぱり検討中のものも多々あるので、これからも私が継続して、皆さんチェックしてご協力を仰ぎたいと思っております。よろしくお願いいたします。1番目の質問については以上です。

次、2番目のほうに入ります。2番目、まちづくり会社について。町では、まちづくり会社を設立するが、復興町民委員会から出た意見等をまちづくり会社の今後の運営の参考として反映することは考えているのかということでお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 2、まちづくり会社について。復興町民委員会から出た意見等をまちづくり会社の今後の運営の参考として反映をする考えはあるのかとのおただしですが、まちづくり会社につきましては、町商工会を初めとする町内各種団体などの代表者で構成し、会社の名称を一般社団法人

ふたばプロジェクトとして、3月5日に法人設立登記申請を行ったところであり、4月以降の事業開始に向け準備を進めているところであります。

先般お示した想定事業内容の検証や具体的な事業の仕組みの構築などについては、現在専門家も活用しながら進めているところであり、事業計画及び収支計画の立案については、議員も参画いただいている復興町民委員会から出された意見等も参考に検討されております。

当法人の運営に当たっては、当法人の構成員が中心となっていくものでありますが、運営開始後も町としてしっかりと情報共有、連携を図りながら円滑に運営できるよう支援してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） 復興町民委員会の資料が私は一番先だったのですが、2月25日、ついこの間です。まちづくり会社の設立について経過報告ということで、その設立趣意及び基本理念、目的、内容が大体、つなげる、生み出す、育むというふうにわかりやすく書いて提出を受けています。

今回の一般質問はこれより前だったので、ちょっと実際提供されたこの資料のほうが、すごくよくできていると思います。私は、質問をつくるに当たっては、実は国土交通省のまちづくりに関する情報ということを参考にさせていただいていたのです。と同時に、やはり自分が考えているまちづくりの事業内容、それから避難されている飲食店関係の方たちとの話とかの中でも、もう既にまちづくり会社がしなければならないことというのは、具体的に見えてきているような感じで私はいるのです。具体的には、食に関すること、交通アクセスに関すること、これらが大きなメインになっていくのですけれども、要は事業をやるに当たって、あるいはまちづくり会社のほうに反映させるためも含めて、町民からの希望とか意見とか、それを具体化するような形の広報からの、町からのアプローチというのですか、双葉町民がメインだと思うのですけれども、それ以外の方たちも考えていらっしゃるかもしれないけれども、そういう広報的な活動を今後どのように、簡単に結構です。お考えいただいているかということをお聞きしたいと思います。

（何事か言う人あり）

○1番（尾形彰宏君） どういう方法を今考えているのか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 尾形議員の再質問にお答えいたします。

今回のまちづくり会社につきましては、先ほど答弁の中で申し上げました各界各層の方に参画をしていただいているということで、そういったような考え方を集約するということと、今ご指摘ありました広報、さまざまな広報媒体を活用し、当法人の活動内容について周知していけるよう町としても支援をしていきたいと、そういうふう考えております。当然復興町民委員会からの、そういうふうないろいろなご指摘等も含めて対応していきたいと、そういうふうに思います。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） 今のお話を聞いて、要するに町は支援する側であるということです。だから、まちづくり会社を中心になって実際主体的なものはやる予定であるという考え方でよろしいわけですね。ありがとうございます。

3番目に入らせていただきます。JR常磐線双葉駅の再開とその利用、活用についてということがあります。来年の3月、常磐線の開通に伴い双葉駅が再開されるが、現状では駅の利用拡大の問題点としての移動手段ということがある、双葉駅からの。双葉駅から町内への移動手段や、今後の交通インフラの計画をお願いします。

また、駅コミセンでの町役場の一部機能の再開に当たって、行政側で町の案内、町内案内のサービスを実施する考えはあるのか、この2点お伺いいたします。お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、JR双葉駅の再開とその利活用について。JR常磐線双葉駅の再開とその利活用についてのおただしですが、まず双葉駅から町内への移動手段や交通インフラの計画についてですが、ご指摘のとおり単に双葉駅が再開されるだけでなく、効果的に町内に人の流れを呼び込むことができる二次的な交通環境の整備に関する取り組みは不可欠であります。来年3月の開業以降、中野地区復興産業拠点における企業立地の進展や、夏の産業交流センター及びアーカイブ拠点施設のオープン、復興祈念公園の一部供用に向け、就業者や来訪者、一時帰宅される町民の皆様のアクセス利便性を向上できるよう、インターチェンジ、双葉駅、中野地区を軸にした公共交通機関の確保を図るべく、避難指示解除目標時期に向けて関係者間の調整を加速してまいります。

その際には、バス路線の確保に限らず、さまざまな方策を組み合わせ効果的な交通環境を確保できるよう工夫したいと考えております。

次に、駅コミセンでの町役場の一部機能の再開に当たって、行政側で町内案内サービスなどを実施する考えがあるのかについてですが、現在町役場の一部再開とともに一般の来客者を対象とした町内の状況等の情報提供を行うことを考えておりますが、直接車等による町内案内サービスは考えておりません。町内案内サービスの実施については、町の関係団体等と連携し、取り組んでいくべきものと考えております。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） ただいまの町長のお話は、私の考えているよりも幅広く捉えていると思っています。私は、バス路線とか、例えば地元の交通会社の、そこまでは考えていないし、ただ2番目の項目の駅コミセンからの町内案内サービスという点についていうと、関係団体との連携ということなので、具体的にそうだろうなというふうには思いますけれども、思い起こしてください。以前eまちだかeタクシーだか、駅前の十字路のところにあったではないですか、機能は。ご高齢者の買い物なんかにおつき合いますよということで、300円ぐらいで乗れたりしたりした施設がありました。それで、その施設って壊れるほどのものではないわけだから、駅サービスの施設の中に盛り込んで、復

活させるなんていうことはちょっと考えてしまったわけです、毎日毎日ふるさとに行っていると。昔のイメージがまだ残っていると。その辺、eまちタクシーといいますか、どうお考えなのか、これ最後に町長のお考えありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 尾形議員の再質問にお答えいたします。

尾形議員のおただしについて、まず私今伺った中では、デマンド交通のことかなというふうにちょっと思いました。当然町の事業者のほうに当時町として補助を出して、いわゆる低額な料金でそれぞれ家から送られたというふうなシステムがありました。それは、当然今後町の復興の状況によって、対応を検討していかなくてはならない案件ですけれども、今現時点で町の町内業者、そういうふうなタクシー会社も含めて再開をされている事業者はないのです。そういったことで、新たに町に帰還したときに、そういう事業者の誘致も含めて考えていかなくてはならないだろうと。いずれにしても、町内業者の方がそういうふうな気持ちになっていただくというのは最優先でありますけれども、いろいろな状況、いわゆる企業ですから、自分の経営にかかわるものの判断というのが一番大切になってくるだろうと。そういったことを踏まえて、どういうふうな検討をして可能であるか、そういうふうなことも検討して、今後対応していければと思います。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） ありがとうございます。

これは最後には、一番最後の私の発言なのですが、町長の耳にも入れておいていただきたいのは、あるいは皆さんに聞いていただきたいのは、中野復興拠点、いわゆる産業交流センターとのシャトルバスみたいな、そんな大型ではないわけだから、当然。あとは、わかっているとおり共同墓地、あとは駅西とか含めて、先ほど町長言っていましたけれども、だからシャトルバスが真ん中、それで南地区、それから北地区、各マイクロバスのものを用意して、それを臨機応変に使うという形のものが普通なかなというふうには私は考えておりますので、これはあくまでも町長の頭に入れていただきたいので、今後ともそういうことに関して注目していきたいので、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時25分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

通告順位3番、議席番号5番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

5番、菅野博紀君。

(5番 菅野博紀君登壇)

○5番(菅野博紀君) おはようございます。議席番号5番、通告番号3番、菅野博紀、ただいま議長的一般質問の許可が出ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきたいと思っております。

1番の避難生活について。避難生活も8年になろうとしているが、現在行政として行っている避難生活に対しての事業をお伺いいたします。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 5番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

1、避難生活について。避難生活も8年になろうとしているが、現在行政が行っている避難生活に対する事業についてのおただしですが、避難生活に対する事業については、行政として各般にわたり行っているところであります。まず、昨年12月、全国に分散し不自由な避難生活を強いられている町民のきずなを維持させ、町への思いを持ち続けてもらうために、高速道路の無料措置延長を要望しております。

また、慣れない地での不自由な生活により、高齢者を中心に健康の不安を訴える声が数多く寄せられる中、医療費の一部負担金等免除の延長、さらに国民健康保険税や後期高齢者医療等医療保険料、介護保険サービス利用料及び保険料並びに障がい福祉サービス利用負担金の減免や免除についても、避難指示解除がなされ町への帰還が可能となり、以前の生活ができるようになるまで引き続き延長を要望しております。

次に、町民の皆様の生活の支援、維持向上のため、生活サポート補助金を実施しております。この事業は、平成28年度より開始され、申請により交付しておりますが、現時点における未請求者もいることから、漏れなく申請されるよう広報等により周知徹底を図ってまいります。

また、全国に避難を余儀なくされている現状から、町民同士のつながりを維持することが重要と考え、町民同士のコミュニティー支援事業として県内外に3カ所の町民交流施設を設置、運営しており、復興支援員による県内外でのコミュニティー支援活動も実施しております。さらには、各避難先での町民の自治会活動の補助をするため、双葉町自治会運営補助金を交付し、自治会活動の支援を実施しております。そのほか避難生活に対する事業については、現状における課題等も含め、関係機関と連携しながら必要とする施策等を検討してまいります。

○議長(佐々木清一君) 5番、菅野博紀君。

○5番(菅野博紀君) 高速の無料化等々わかります。高速の無料化は、皆さん多分100%受けていると思いますが、カード式になったので、その部分があると思いますが、医療費は全員免除になっていないです、町長。これ町民平等ではないではないですか。これは、もう一般質問何回もやっているのです。

その中で、国が指導すれば国保組合等々も全部やるのです。それを何でちゃんとできないのかな、

結局医療費は払っている方がいらっしゃいます。数字的に言ったら大した数字ではないでしょうけれども、そういうものをこつこつとやっていくのが普通の町の支援ではないですか。きのうの施政方針でも堂々と書いてあるけれども、全員ではないということは、これ書くあれになるのかなというのが、ちょっとおかしいなと思っていました。

それで、高速道路は平成32年までというある程度の時期があります。32年で間違っていないと思いますけれども、これ実際にいったら……

(何事か言う人あり)

○5番(菅野博紀君) 済みません、失礼しました。31年度まで、今のところは決まっています。医療費は、逆に言うと時限立法、1年、1年ということです。この前も、ちょっと全協の中で話しました。医療費に関しては、いろいろと国の予算の関係でと言いますけれども、先ほども同僚議員言いましたけれども、これ普通に特例であるのです。特例というのは何かというと、法律の中では、この部分は法律除外してでもやらなくてはならないよという意味だと僕は思っています。だから、普通に考えれば前例がないということは、それは答弁ではないというか、やる気がないというふうにしかな僕は聞こえないです。普通に医療費、高速無料化等々、医療費免除は広島、長崎の前例があります。それどころか、被爆者にはちゃんと毎月のお金が出ていたりとか、そういう事例があります。我々のところも、そのぐらいのあれがあるのではないのかなと思うのですけれども、次の質問に触れてしまうので、余り深くは言わないですけれども、医療費の件、いつになったら全員がなるのか。とりあえず。

あと高速道路も、帰れるようになるまでではないと思うのです。普通に考えれば、分散されたわけです、皆さん。今まで、双葉に帰りました。ご親戚等々あります。お葬式とかなんとかで、今もひどい状況です。いろんなところに行っても、ホテルに泊まったりとかなんとかとしなくてはならない状況になっています。それが、全員が全員帰ってくる見込みがないのであれば、そういうふうにした状況にしたのは、実際は東京電力さんです。国も責任が非常にあると思う。その中で、期限つきではなくて、ちゃんとずっとやってもらうような方向性って考えられないでしょうか、そこら辺ちょっとお伺いいたします。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 医療費の減免の件と高速道路の無料化の件、この2つだと思います。

まず、医療費のことにつきましては、事業者の関係の組合で、そういうふうなことがなされていないと、そういうふうなことは把握しておりました。当然その事業者の経営のほうの対応の仕方によって変わってくるだろうというふうに思っております。その辺は、国のほうに強く働きかけをして、今後そういうふうな対応ができるような取り組みをしていきたいと思っております。

高速道路の無料化につきましては、基本避難指示解除というふうに申し上げましたけれども、当然他の自治体で避難指示解除をして、さらに延長して無料化は続いております。これまさに議員もよく

お話しされるとは思いますけれども、前例というのは非常に重要なことですから、そういうふうなことがなされているということは、我々にとっても、これはアドバンテージになるだろうと。いわゆる避難指示解除をして、あえて具体的な実際の名前は言いませんけれども、何年間これ継続しているわけです。当然双葉町も避難指示解除をした何年間というのは、前例としてなっているわけです。そういうことは、今後内々には訴えておりますし、当然それは継続されるべきでしょうというふうなことは、既に町としてもいろいろな関係者に対しては話はさせていただいております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。今の答弁で、本当は納得したいところなのですけれども、実際にいうと国、東電の言い分というのは、余り聞きたくないのです。今言うように、僕もわかっています。市町村の中で解除がされています。避難指示になったのですけれども、すぐ解除されて、七、八年間続いているのではなくて、今生活の場を、僕は双葉の議員なので、双葉のことを言わせてもらえば、みんなが帰ってこない。ほとんどが帰ってこないとは言いません。今の状況がずっと続くと思うのです。例えば僕は双葉に帰りました。だけれども、子供がいるから帰ってこれないから、ではそこのご親戚とかなんとかというあれでお葬式とかお祝いごとがあったときに、今まで以上に経費がかかるわけです。高速が無料化以上にいけば、本当に帰ってこれない。普通であれば双葉町町内であれば、普通に考えて、ではお祝いあるよ、お葬式あるよと、不幸があったよといったときに、うちで送り迎えしてもらったりなんかというのが、今度はホテルに行ったりとか、そういう面々考えたときに、ちょっとどうなのかなと。こういう状況をつくり出した国、東電に責任があるのであれば、今は民間になりますけれども、高速道路なんかは国がつくったものとほとんど変わらないではないですか。そういうものは、やっぱり無料措置というのはもうずっとではないのかなと思います。

医療費に関してもそうです。今本当に子供たちで、よく甲状腺の話聞きます。この子供たちが大きくなったときに、その無料化がなくなったときに、後から出てきた子は何もしてもらえないというような問題は非常に困ると思うのです。あとお年寄りもそう。お年寄りも、本当にこれがなくなってしまったら病院に行けないと。双葉にいるときだったら、隣近所の人も病院に乗っけていってくれました。今そういうものがなくなってきている。今本当に復興住宅、勿来もバスを走らせてもらっているような状況になって、喜んでいる方もいるし、時間帯が合わないという方もいます。だけれども、実際にそれは、それに合わせた生活をしていただくのが一番だと僕は思っています。そういういいところがあるので、いいところをもうちょっと伸ばしてもらいたい。将来の子供たち、病院に行けなくてお年寄りが亡くなったとか、そういうのもちょっと困るので、そこら辺はやっぱり医療費免除とか、そういうのは僕は当たり前だと思うのです。チェルノブイリにしたってそうではないですか。チェルノブイリは、本当に時間がたって、一生医療費とか面倒見るよとなったけれども、途中でやめて、本当にがんとか、そういう問題で苦しんでいる方々がいっぱいいらっしゃいます。日本とロシアは違うので、日本はちゃんとした民主主義で、約束事ですよ、今まで立地したときの約束事。ハイリスク、ハイ

リターンではないですか、そこら辺は、医療費に関しても守っていただきたいなど。

あと生活サポートがあります。これ本当に非常に面倒くさいと思うのです、書類とかそういうのが。中身はわかります。隣の町でも、それを何年か分か一気に払うとか、それがまだ決まらない、できないような状況になってきているみたいですがけれども、実際10万円で生活していただけますかと、年間。そこを考えたときに、行政でやってもらっているのはありがたいですがけれども、一括で、僕もその件では電話いっぱいいただきました。1回でよこしてくれとかなんとかというのもあって、非常に今町民の生活が逼迫している中で、そこら辺もうちょっと町がサポートしなくてはならないところが出てきているのではないのかなと思うのですけれども、あともう一つつけ加えれば、大きい問題で言えば高速道路、医療費、そのサポートは、何か考えなくてはならないなというのと、あとは復興住宅の家賃です。1回県の事業で1年間払って、1年後にまた戻ってきますと。これいつ打ち切られるかで、非常にみんな不安がっているのです。解除にもならない、例えば双葉の家なんていうのはもう8年間も置いて、ほぼ修繕すぐすれば直りますよね、壊れていないうちも、空気が通ってなければ家は悪くなる、住めなくなる。動物が入ったり何かするという状況に追い込んだのは、当町町民ではなくて、原子力事故によって入れなくなったという事実関係があるので、それはやっぱり復興公営住宅として家賃を払うというのはどうなのかなと。仮設で取らないで、そういうのはやっぱり被災者にかなり厳しい条件なのかなと私は思うのですけれども、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

医療費、高速道路、復興公営住宅の家賃、この3点だったと思いますが、まず高速道路に関しましては先ほど申し上げたような状況で、対応は国には強く申し入れをしておりますし、当然継続されるべきものだというふうに思っております。

医療費の部分に関しましては、この医療費の免除、当然だと言われれば全くそのとおりですけれども、さらには、いわゆる低年齢層の被曝に関しての障がいも、もしということだと思っております。甲状腺の問題であったり、そういうことも私なりにある程度は理解しているつもりなのですが、そういうふうなことを今後継続的にやらなくてはならないことだと思っております。これは、国としてしっかりとやっていただかなくてはならないということで、被曝に関してどこまでが安全でどこまでが安全でないのだというのが、ちょっと今データとしてはっきり公表されているものは余りないよう感じておりますけれども、なのでそういうふうなものに関しては、長い時間推移を見ていかななくてはならないというふうに思っております。

また、生活サポート補助金に関しましては、一括払いというふうな、隣の町でそういうふうな対応を検討してやっているというふうな取り組みです。これに関しましては、一時一般財源の取り崩しということになりますので、その辺の部分も含めてなかなか難しい問題だということはあると思います。その部分が非常にハードルになっていると。あと、双葉町でやっている1年間10万円のサポート補助金

の、いわゆる申請の仕方の不便さというか、特に高齢の方たちが面倒くさいと、簡単に平たく言えばそういうふうな話を伺っております。ただ、一方では交通費、このものに関して領収書をセットで出さなくても、行きましたということの交通費の計算を掛ける何回とか、そういうふうなことですごく簡素化にはなっているのです。これはいわゆる交付金ですから、この部分に関してはかなり国としても緩やかにしてくれているなという感じはしております。交付金の対応でこういうふうな制度というのは、本来日本全国どこも対応しておりませんし、これは双葉、大熊だけの対応だと思っております。

そういうことで、もっともっと簡素化できるような取り組みというのはしていかなくてはならないと思っておりますし、復興公営住宅の家賃、こちらの話も非常に難しい話だと思っております。当然被災者でそこに入ったのに、いわゆる自分が持ち家持っていたのに被災をして、何で家賃払いながら生活しなくてはならないのだという、まさにそれは理屈であるし、そういうふうなことだと思っております。ただ、あの対応というのは、家賃の制度そのものは雇用促進住宅ありますよね、あれの対応がベースになっているというふうに伺っております。そういったことで、そういう制度的なものになったのだらうと。ただし、この家賃の減免に関しましては、町としては、余り他町のことを言う必要はないですけども、大熊、双葉町は全町避難が継続しているのだよと。全町避難が継続している中で、他の自治体と同じ取り扱いは違うでしょうと。これは、特殊事情というのは十分考えていただかなくてはならないと。いまだに全町避難が続いているということが、これは最低限のベースでしょうと。そういうふうなことで、国の担当の部局にはそういうふうな話をさせていただいております。今、鋭意そのことに関しては交渉させていただいております。さらなる本人の負担の少ないような取り組みにできるように取り組んでおりますけれども、国との交渉では、今現状でやっているということでお話をさせていただきます。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。2番にもかかわってくるので、2番の補償賠償についてに入りたいと思います。

避難生活も続いているにもかかわらず、補償賠償は終わっている状況である。町民の生命と財産を守るためにも、行政として町民の補償賠償について積極的にかかわりを持つべきだと考えるが、町長のお考えを伺います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、補償賠償について。町民の生命と財産を守るためにも、行政として町民の補償賠償に積極的にかかわりを持つべきとおただしですが、町としまして長期間にわたって避難生活を強いられている町民の生命と財産を守るため、さらには町民の皆さんの生活再建の見通しが不透明である中、一刻も早く町民の一人ひとりが生活再建を果たせるよう関係省庁、東京電力に対して被害実態に即した賠償の実施と、長期避難が続く町民の生活再建支援を粘り強く求め続けているとともに、町ホームページや広報紙等において、東京電力が公表する原子力損害賠償に関する情報、原

子力損害賠償廃炉等支援機構や福島県弁護士会の相談会の周知、また町にお問い合わせいただいた方の東京電力への橋渡し、請求に関する疑問や課題解決等に努めているところです。あわせて、被災者の生活再建支援につきましても、国の避難指示区域等における被災者の生活再建に向けた関係府省庁会議を中心に、国、県、本町を含む関係市町村で構成された被災者の生活再建課題連絡会議や福島生活再建調整会議などが既に開始され、今後の被災者の生活再建に向けた課題の共有、対策等の検討を強力に進められており、他の被災地域とは異なる町の窮状、課題等を関係機関に対して提起しているところです。

また、長期間にわたる避難生活に終止符を打つことができるよう、避難指示の解除を実現するべく特定復興再生拠点区域の除染や働く場の確保、新たな生活の場の確保など、帰還が可能となる環境の整備を進めております。引き続き関係機関と連携し、被害実態に即した賠償、具体的な生活再建支援策の充実について、粘り強く求め続けてまいります。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 例えばこれ東電賠償がちゃんとできれば、今の家賃とかそういうのも解決するのです。それと、10万円では本当は足りないのですけれども、その10万円も、もう終わっているわけです。一方的に、払った後にいろいろ言うのが東京電力です。それで納得すれば、皆さんに納得するように説明しますと、納得した人いないのです。とりあえずもらってくださいとかなんとかと言ってやっているにもかかわらず、町有地とか、町の権限でできるものに対して協力し過ぎではないですか。例えばこの賠償に関しては、今まで双葉の町民がこうやって生活苦になってこういうふうになっているのは誰のおかげなのか、誰のせいなのかということです。

今双葉側に随分、また固体廃棄物を建てるのにいろいろな造成しています。それは県の許可でいいのかもしれないけれども、迷惑をこうむるのは地元自治体の町民であります。よく知事が、福島の復興のために頑張りますのでと。だけれども、それはただ双葉が餌になっているのかなと。この前起工式ありました。その起工式では、施行主というか、県の事業で知事でしたよね。がっかりしたのは、知事来ていないのです。ほかに公務があるため振興局長が来ました。自分で呼んで、自分で来ていないというのは、どういう知事なのかなと。私がやりますなんて、何にもやっていないのかなと。結局は、浜通りのためには何にもやらない知事だったということ、僕は自分で応援して情けないなと思いました。普通であれば、これだけ中間貯蔵に関して、いろんな面に関して双葉町町民はかなり泣いています。電源立地交付金の時からそうですよね、県は、対応は。お金は持っていくけれども、いいものを持ってくるときなんかないではないですか。この事故が起きてからもそうです。中間貯蔵影響緩和交付金、国から3,010億円出ました。双葉町は3,090数億円ですよね。

（何事か言う人あり）

○5番（菅野博紀君） 380億円、済みません。380億円、大熊さんと分けたあとの2,010億円はどこに行ったのかな。双葉郡というぐらいだから4町村とかあるので、双葉郡でそういうものを全部あれ

するというのならわかりますけれども、半分以上が県に持っていかれている状況です。双葉が破綻しそうなときも、県に預けているお金返してくださいというときに、それを金利つきで借りたのですよね、双葉町は。そういうものがあるではないですか。であれば、普通に県に対しても、今の県知事も、この双葉の町民に対して賠償補償、本当にメディアさんとかがいっぱいもらっている、もらっているというけれども、実際に皆さんなくて、生活保護まで受けている方が出ているではないですか、双葉町。これに関しては戻すか、正当な憲法上の賠償をしてもらおうか、どっちかしかないのです。これがちゃんとならないと、双葉の町民がどんどん、どんどん苦しんでいく一方なのですけれども、これに関して町として、ではもう建てさせないよとやってくれないと、協力しないよというカードを出さないと、東京電力も国もやらないのですよ、絶対。そこら辺本当にどういうふうを考えているのか、まずそこを一つお伺いいたします。

あと、平成30年一般会計予算の中に、土地賃借料出ています。それは、東京電力の賠償が終わったので、町として借りている土地とか、そういうものに対してはお金を払いますよという予算だと思っただけです。だけれども、では一般の町民の中では、アパート貸したり土地貸したりしている人たちは、もうそれで終わりの状況ですよね、何でそんな予算を計上するのですか。町で計上した時点で、これは例えば借り地で建てている人が家壊していなかったら、31年度からお金払わなくてはならないではないですか。そういう事例を町でつくっていいのか。それは、やっぱりそれを廃止するには、東京電力の、要は家賃賠償とか、そういうものもきちんと継続してもらわないと、町でとった予算のおかげで町民同士の争いが出てくるのです。何で町ではいいのだと。逆に言えば、これちょっと問題になってくると思うのですけれども、ある場所で町が個人から借りて無償で提供している土地なんかもあるのです。それは、総務課長調べたと思うので、きのう全部言ったので、そこら辺はどういうふうになっているのか。この3つお答えください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、東京電力の賠償の部分、こちらに関しては固体廃棄物貯蔵庫、さらには廃炉に要するいろいろな事業展開に関して、町として協力し過ぎではないかと。先ほども一般質問でなされた議員への答弁でお答えしておりますが、まず原賠審の今回の賠償について最低限ですよと、ここをやっぱり一番総論の話として取り組むべき事案でないかなということで、我々は今原賠審も含めて国に対して申し入れをしております。最低限の賠償だと言っているのに、最低限が固定化しているでしょうと、それおかしいでしょうと。そこをまずクリアすることとか、それがさらに改善されない状況で、他の今言われたような状況というのは、なかなか改善されないのではないかなと。やっぱり大もとの根幹の部分、しっかりと国として対応していただくということが必要ではないかなというふうに私は思っています。その部分をやらないと、今言われたようなものというのも改善されないのではないかなと。こちら一人一人に寄り添って、しっかりと賠償します。皆さんに寄り添ってという話ですけ

れども、対応がなされていないというふうなご指摘で、私のほうもいろいろ町民の皆さんからそういうふうなご指摘をいただいております。その部分は、やっぱり一番最初の大きさが、私からすると1丁目1番地のほうが何かちょっと風化しているのではないかなという感じをしているのです。その部分をやはり国にしっかりと対応させると、さらには今質問なかった部分ですけれども、他町でADRとかいろいろやっています。その和解勧告になったと。だけれども、拒否している案件がものすごく多くなってきていると。これって本来の考え方、精神としては、裁判を行うと時間もかかるし経費もかかる。だから、早くADRで解決しましょうという本来のスタートだったはずです。ところが、拒否、拒否ということで、非常に拒否件数がふえていると。これは、おかしいのではないかと私自身も思っていますし、そういったことが最近国のほうで、東京電力にしっかりとそのADR、さらには和解の仲介、そういったものに関して取り組めと、そういうふうな国からの指示が入ったというふうに報道でされております。そういったことも踏まえて、東京電力としてしっかり改善すべきものは改善してもらわなくてはならないということで、町としては今後もそういうふうな取り組みとしてやっていきたいと思っております。

さらに、土地賃借料の件であったり、3番目の質問に関しましては、総務課長のほうから説明させます。

○議長（佐々木清一君） 船来総務課長。

○総務課長（船来丈夫君） ただいまの菅野議員のご質問についてご説明したいと思います。

まず、建物の賃借料を平成31年度に予算のほうに計上したことなのですが、現在震災前と同じように町の建物が個人の土地の上に建っているというのが事実でありまして、その部分については賃借料をまず払うというのが町としての考えがありまして、それをいろいろと今後取り壊しとか行われていくと思うのですが、そういうときに見直して、その後賃借で必要ない部分については解消していくというような考えでおります。

3番目の無償となっている土地ですが、これは調べました。それで、きのう言われたことなので、まだその経過、その対応についてはこれから中で諮っていくといたしますか、考えていくところです。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 町長、一番最初の答弁、間違いではないのですけれども、僕が聞いているのは、言っていたのは、ある程度こちらでもうだめだよ、協力しないよと、余りにもそっち側のほうが進み過ぎでしょうと。協力するのはわかります。協力するなど言っているわけではないのです。こういう状況になって、協力するのは当たり前だと思う、それは町民の方々もわかっている方が多いです。ただ、何でこっちは打ち切られるのに、そっちばかりの言うこと聞かなくてはならないのかという状況で、それが先行しているのではないのかという話を、ちょっと言い方が悪かったのでしょうかけれども、そういうことでやっぱりそれをカードとして使っていただきたい。これではあれだよと、これ

多分燃料デブリも出てくると思うのです。置くところは大体なくて、そういう動きなのかなとも思っているのですが、それまでにはきちんとしていただきたい。ADRもそうです。裁判のほうが早いのだったら裁判にしたほうが良いと思うのです。これADRの話は、本当に町長の言うとおりなのです。いっぱい被害者がいるから、それをちゃんときちんと精査してあげますよというのを受けていないのは東京電力。ましてや、幾ら請求出しても納得のいかないようなことをしているのも東京電力であり、国であると思うのです。一番最初にできたときに、僕文部科学省に電話して聞きました。そうしたら、余りにもいっぱい被害者がいるので、その方たちに調査したら、一人一人いかないので、とりあえず最初に10万円ということで、後でちゃんと精算しますよということを文部科学省から僕は聞いています。その面で、反比例するようにはなくて、比例するように双葉の町民の継続もやってもらわなくてはならない、しなくてはならないという話をしながらやっていってくださいという話だったので、

それで、総務課長に答えてもらった部分に関しては、これ補償賠償を東京電力に継続させること、家賃とかそういうもの。それをすれば、何にも町でその予算とってまでやる必要もないのです。これをちゃんと継続することによって、町民の不平等さが出ないのです。だから、そこをちゃんと、予算とってまで双葉町が東京電力の尻拭いをするような予算ではないのかなと。結局それが納得いかない、凍結してもらえん何とかという条件が出ないと、僕はこの大きい31年度当初予算に賛成できないと思うのです。これ町民の平等性に欠ける予算だと思います。町に貸していれば、ちゃんと終わればもらえる。だけれども、個人に貸していたら、それはもう終わりでしょうと。これが平等性に欠けると思いませんか。だから、それはとりあえず今年は凍結してもらって、町長これ頑張ってもらって、議会もみんな両輪だというのだから、頑張ってそこはちゃんとやるようにしないと、これ批判が出てくるような予算になってくると思うのです。いっぱいいろんなところにあります。さっき出たふれあいタクシーの件、あそこも帰ったらすぐ継続できるのかといたら、できるわけではないです。調査もしていないと思うのです。だから、そこら辺も含めて、それをやってしまうと大変なので、例えば予算とって置いて、それ減額してでも平等性を図れば、賃借料の面に関しては東京電力と話ししてもらわないと、当町の予算でそれを出すのは、ちょっとおかしくなってくるのではないのかなと僕は思います。逆に、本当に皆さんアパートなり土地貸している人たちが、何で俺たちはもらえないのだという話になってしまうと、なかなかこれは問題になってくると思うのですけれども、町長のご答弁と、逆にそれをやってもらわないと今度厳しいのかなと思うのですけれども、そこら辺ちょっとお答えください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えします。

簡単に言うと、町の場合はそういうふうなものに関してちゃんと面倒見ますよと、だけれども東京電力は面倒見ませんよということですよ。

(何事か言う人あり)

○町長(伊澤史朗君) いやいや、賃借の部分で、町はそういうふうな地権者で町で対応しているものに関しては、ちゃんと支払いますよと。だけれども、東電はそこはノーということ……

(何事か言う人あり)

○町長(伊澤史朗君) いやいや、でやっていることで、町としての対応というのは、あくまでも町は行政、ある意味官なわけです。なので、いわゆる対個人、対民等の間であっても、町としての対応としては、これはやらざるを得ないだろうというふうなことは、これはどういうふうなことをシミュレーションしても難しいのではないかなと。ただ、一方民と民、こちらに関して今ご指摘あったこと、これは民と民としてしっかりとそういうふうな今の被害状況というのを理解して、東京電力がそういう判断をするべきだろうと。そういうふうなことの、町としてどこまでかわれるかというのは、民と民ですからなかなか難しい部分はありますけれども、申し入れといいますか、そういうふうなことを東京電力にしっかりとやってほしいというふうな対応なのかなというふうに。

(何事か言う人あり)

○町長(伊澤史朗君) 済みません。私の答弁でちょっと足りない部分ありますので、総務課長のほうに説明させます。

○議長(佐々木清一君) 菅野議員、休議しますので、ちょっと理解していない部分もあるから、よく話しして、休議の時間にある程度決めてください。

休議します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時08分

○議長(佐々木清一君) 会議に戻します。

町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 菅野議員からご指摘あったことは、先ほど答弁したのですけれども、さらに民と民の部分のその部分は、今回の予算で計上させてもらっているのは、町として一時的に立てかえるというふうな感覚として、東京電力に対してそういう交渉をしていきたいと、そういうふうなことで継続的にやっていきたいと、そういうことであります。

(何事か言う人あり)

○町長(伊澤史朗君) ええ、官と民と。

○議長(佐々木清一君) 5番、菅野博紀君。

○5番(菅野博紀君) 12月定例会では、一般財源の確保について具体的な計画に関する町長答弁はなかったように思うが、今後の財政計画などあれば伺います。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、財政について。一般財源の確保と今後の財政計画についてのおたただしですが、まず一般財源の確保についてですが、本議会にも上程させていただきましたとおり、震災以降、町では被災者に対する町税の減免に関する条例を制定し、被災者に対する各種税負担の軽減を図っているところであり、平成22年度と平成29年度の一般会計決算額を比較すると、町税は約9億円の減収となっている状況であります。町税の減免分につきましては、震災復興特別交付税により財源措置がなされているものの、人口減少等による個人住民税の減収や固定資産税の減価償却分の減収については、財源措置がなされておられません。また、平成32年度以降の震災復興特別交付税の財源措置についても不透明な状況であることから、町では中野地区復興産業拠点の企業立地を推進し、企業事務所や企業就労者等の課税客体の増加により税収を確保していきたいと考えております。

一方で、町の復旧復興を推進していく上では、復興創生期間以降の復興財源の継続は必須でありますので、税収確保の取り組みと並行して国への要望を行ってまいります。

次に、今後の財政計画についてですが、5年後、10年後の財政運営を見据えた中長期財政計画策定の前段として、財政シミュレーションを作成し、復興事業はもとより経常的経費についても必要財源の把握に努めております。現在建設が予定されている産業交流センターを初め、ハード事業の整備に当たってはイニシャルコストに対して復興財源が活用できる反面、ランニングコストについては、公共施設の使用料収入や町の負担において賄うこととされていることから、ランニングコストを見据え、将来の財政運営の負担とならないような事業を展開してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。僕今やっていることが、行政逆なのかなと思うのです。5年後、10年後の計画ができてから、復興産業拠点とか、そういうのに移ればよかったのかななんて思うのです。5年後、10年後、15年後ぐらいを見ないと、多分双葉町の財政というのは非常にこれからもっと厳しくなってくる。31年度一般会計305億円、私が平成19年に議員になったときの、大体そのころで一般会計50億円いくかいかないかぐらいの、今は6倍になっています。6倍の中で、何が入ってきているかという、交付金がすごく入ってきています。

今産業交流センターに関しても、ランニングコストが7,000万円というご答弁、同僚議員にありました。そのランニングコストもどうやって抑えていこうとか、そういうこともやっぱりこの計画の中でやっていかななくてはならない。ランニングコストが7,000万円かかるから家賃がこうだよではなくて、やっぱりそこに何を見込むかというのは、多分これ何にも見込めないのです。非常に失礼なこと言うと、本社が来るわけではない、人が住めるわけではない、ではどうする。物を買ってもらえないです。これが交流人口、そこに来てお金を落とさせていただくと。ただ、来てもらうのには、今の現時点では、来てもらったほうはすごくいいですよ、来たほうは。4分の3事業、普通1億円かかる宿舎建てました。4分の3事業で、では2,500万円が出てくる。相手にはメリットあるのですけれども、双葉にはほぼメリットがないと。貸している、例えば家賃とかそういう面で、それはランニ

ングコストで消えていくので、行政であればそうなのです。行政がやれば、プラスは出してはいけない、マイナスはいいよというような感じがあるので、これは民間が今後は入って、やってしまったことはしようがない。民間がこういうものに入っていけないと、固定資産税とかそういうものをどんどん逆にもらえる、その会社が例えば家賃として不動産屋さんとしてやれば、その会社がもうかれば税金でもらえる、法人税でもらえるという方向性にちょっと変わらないと、町の運営としては非常に苦しくなってくると思います。

先ほど言った、例えば来ましたと、帝国データバンクとかいろいろ調べ方ありますけれども、前に同僚議員が言ったのは、震災前の話だと。今は震災バブルだと、仕事がいっぱいあると、福島県、人が足りないからすごく人件費が上がって困っているような状況になっているわけです。そこを地に足をつけて考えていかないと、本当に町財政が、これ5年後、10年後出したとき継続していけるのかなと。これから公共事業、下水道とかそういうのもありますよね、下水道は双葉町としては非常に苦い思い出があると思うのです。そこに対してもそうなのです。合併浄化槽がいいのか、下水道がいいのか、そこも考え直さなくてはならないところなのかなと。普通の一般に考えれば、僕はこの前の震災で自宅のトイレが一切使えなくなりました。だけれども、合併浄化槽であれば、自分のほうに来てすぐ直してもらえるのです。本管とか調査したり何かして大変だと思うのです。合併浄化槽であれば、その距離ですぐできるのかなんていうことも考えたりなんかして、そういうのもちゃんと視野に入れて今後進めていっていただきたいなと思います。

それで、逆に言えば双葉町に本当に来てやってくれるという場合に、双葉町の業者、一生懸命やってくれている業者さんを、双葉町ちょっと助けてあげるぐらいにしてほしいのです。先ほどの答弁で、町の支援ができる限り、これは双葉町内に本社ある会社だったらわかりますけれども、他市町村の、他県の方々に来て双葉町で支援、そんなに体力はないと思いますけれども、支援はできないと思うのです。そこら辺の考え方を改めてほしいのと、あと将来像をどういうふうに考えているか。今後双葉町、町長、前回答弁の中で計画はないと、今回も計画はないわけではないですか、早く計画をつくらなくてはならないです。だけれども、国って冷たいなと思いませんか、今僕質問してきたのって、全部国とか県かかわっているわけです。うちの双葉町町民が、逆に言えば本当にいじめられているような状況ですよ、生活もできない、生活保護を受けなくてはならない。今後もっとひどいような状況が出てきたとしたときに、将来のことを考えられなくなってしまうので、できれば、町が最初後ろ盾するのはいいですよ、民間にやらせてあげてください。まちづくり会社もわかりますけれども、経営者が1人か2人しかいないのです。経営経験者が、多分会長、理事長の1人だと思うのです。経営って難しいです。企業として50年以上もつ会社とか、10年、20年といろいろあるわけです。それがわかっていない、経営したことない、要は予算をもらってやっていた人というのは、プラスはだめだよ、マイナスなのだよという行政方式の考えでは、企業運営はできないと思います。そこら辺も考えた将来像を、僕は先に31年度の本当に始まったらすぐにもつくってほしい、5年後、10年後。

それと、見直しするには、やったから、やめる勇気も必要です。やめる勇気、変える勇気、やる勇気。いいものをつくるのであれば、できるときには変える勇気、もうだめだと思ったらやめる勇気です。僕も会社を持っているのであれですけども、これ以上赤字にして人に迷惑をかけないやめる勇気、そこもいつも考えています。赤字になったらやめようとかという勇気も必要だし、今行政が主導して一般社団法人つくったときに、それが多分できなくなるようなあれではなくて、そこを含めてできてしまったのであれば、含めてやっていていただきたいと。それで、できれば民間の、町が主導してしまうと、双葉町が例えば温泉やりましたと。そうしたら温泉宿やった人がやめましたと、これが一番だめなパターンなのです。何でかという、その民間はちゃんと税金納めてくれるのです。だけれども、行政でやってしまうと、これは予算が出てやるので、マイナスはいいけれども、プラスはだめだよ、やりますよね。そういうお金の行き来をちゃんと、もうちょっと逆に言えば経営等々、僕なんかはまだまだですけども、経営コンサルタントというのも余り大きいところではなくて、本当にちっちゃいところを相手にしているようなコンサルタント会社とか、そういうのも選んで、町の考え方も勉強していただきたいなと思うのですけれども、今後の、何点か今質問しましたけれども、それのご答弁をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、財源の確保に対するおただし、またいわゆるインフラ整備、下水道関係の話であったり、あとは民間企業を活用する検討の仕方、あとは5年、10年、中長期に対する計画、あとは事業をしてもやめる勇気というふうな話だったと思います。

まず財源に関しましては、先ほど答弁の中で申し上げております震災復興特別交付税の財源措置についても不透明な状況であると。それで、町では中野地区復興産業拠点の企業立地を推進し、企業事務所や企業就労者等の課税客体の増加により税収を確保していきたいという、まずベースがあります。こちらに関しまして、もともと一般財源をというふうなお話でありますから、当然中野産業交流センターの飲食店であったり、フードコートであったり、コンビニだったり、これは民間のというふうな考え方をしております。来年、東京オリンピック・パラリンピックの開会に合わせてやるということではありませんけれども、せつかくそういうふうなチャンスがあるときに、やはり人が来る、誘客、集客ができるような施設というのは必要だろうと。復興祈念公園、イノベーション・コースト構想のアーカイブ拠点施設、さらには町の産業交流センター、そういったことでいろいろな人たちが恐らく見に来てくれる可能性があるのだろうと。常磐線の全線開通、復興インターチェンジの開通ということが、まさにそのタイミングの時に、くしくもなっているわけですので、そういうふうなチャンスを捉えて、言葉は悪いですけども、お金を落としてもらえるような取り組みというのはやらなくてはならないと。これが1年後になってしまったら、そういうチャンスを逃してしまうだろうと。そういったことで、町としてなるべく前倒しにできるような取り組みをしていきたいというふうな考えであ

ります。そういったことで、まず収入の増を考えていきたいと。

下水道の件は、全くおただしのとおりであります。ただ、町として下水道の本体の管の破損状況というのは、今調査させてもらっています。その中で、ある程度供用開始した部分に関しては使えるだろうと、当然相当な経費をかけて町として下水道は使ってきたわけです。中の堆積した土壌とか、そういったものを排出すれば、使うことは可能だというふうな報告を受けております。ですが、全域で下水道をやってしまったらということも考えております。ですから、今とりあえず町として中心地に捉えている住民の皆さんが戻ってくる一番の、まずスタートのポイント、町西のエリア、ここを下水道をまず使えるような状況にしましょうと。ただし、それ以外の場所に関しては下水道というよりも、今議員ご指摘の合併浄化槽、こういったものも活用したら、前のような大変な状況はある程度軽減できるのではないかと、そういうふう考えております。

あとは、いろいろなまちづくり会社だけではなくて、民間企業のそういうふうなノウハウを入れてというふうなご指摘だったと思います。当然これは、我々もそういうふうな民間企業の進出というのは期待しているわけですし、経営のノウハウというのは十分必要だと思っておりますし、そういうふうな人たちが進出してきていただけるのは、間違いなく町としては期待しております。どんどんそういうふうなものは、言葉は悪いですけども、利用させていただきたい。

財政計画、5年、10年、さらには15年、そういった先の中長期的な財政計画は、確かに策定はしておりませんでした。そういったことで、財政計画策定の前段階、基礎資料となる財政シミュレーションに取り組んでいるところでありまして、財政シミュレーションの精度を高めるとともに、将来に向けた町財政の指標となる財政計画についても、できるだけ早い時期に完成させていきたいと考えております。これにつきましては、いつやるというふうな明確な年次をここでお示しできればいいのですが、今の状況ではなかなかそういうふうなところまで至っておりませんが、本当になるべく早い時期に、これはやらなくてはならないということで思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、いろいろな町事業、行政がやる事業についても、立ちどまってやめる勇気も必要ではないかというふうなご指摘ありました。それは全く町の復興まちづくり計画でもうたっているとおり、毎年毎年、もしくは毎月毎月状況が変わっている状況です。そういったものに対して柔軟な対応をしていきたいと思います、そのときそのとき立ちどまって、今年、平成31年度はこういうふうな対応をしていきたいと思いますという考え方が、さらには平成32年度では周りの状況であったり、町の復興状況であったり、いろいろ状況は変わることが想定されます。そういったときに柔軟な対応をして見直しをかけるというのは、当然やっていきたいと思っておりますし、まちづくりの第二次の計画ではそういうふうなことをうたっております。そういったことで柔軟な対応をしていきたいと、そういうふう思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 時間もないので、要望というか、最後に一言いただきたいのですけれども、2020年オリンピック、例えば花火大会を双葉町でやりますと、1日だけ。その1日だけ1年に1回来てもらっても、商店や周りの財政はよくなりません。僕は、逆にオリンピック後でも人が来たいなど、例えば研究者は来たいわけです。それに見合ったお金を落とすようなことも、地に足をつけてという意味で僕は言ったつもりです。

研究者であり、廃炉、まだこの地域には、双葉だけではないのです。宝物いっぱいあるのです。火力にしたって、世界で技術的にはまだトップクラスだと思うのです。そこの施設のこういうところもあるのだよ、避難計画、例えば同僚議員も言った避難した経路とか、そういうのも多分原子力を持っている国であれば、こういう状況になるのだよと視察を受けられるような、ぜひこの町に泊まってくださいというホテル等々も考えてやっていくのが一つなのかなと。オリンピックは、多分来てもなかなかこっちのほうまで来ないと思うので、そこら辺ちょっとどういってお考えなのかをお聞きして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

当然いろいろなことが想定されるわけです。東京オリンピック・パラリンピックだけではなくて、その後いかに人を呼び込むか、集客、誘客ということで、そういったことで私は復興祈念公園の有識者委員会の一人として参画をさせていただいております。

そういった中で、復興祈念公園はあくまでもスタートです。他の復興祈念公園に関しては、住民が戻ってからしっかりと検討して対応しましょうという考え方でやられているというふうな話がありました。福島県の復興祈念公園に関しては違うでしょうと、もう走りながら考えていくしかないのだと。今そういうふうな状況で、先ほど申し上げたように毎年毎年、状況、現況が変わるので、それを柔軟に対応すると。さらには、人が来てもらえるような取り組みというのは、今議員ご指摘のとおり原子力発電所の廃炉の取り組みであったり、世界に類を見ないような災害であったわけです。そういったような特殊技能といいますか、廃炉の技術者養成も含めて、世界の原子力発電所を使っている国々の研究者であったり技術者であったり、非常に関心はあると思っています。そういったものの研究施設であったり、集まれるような施設、宿泊施設も含めてですけれども、こういったものも中野産業復興拠点という50ヘクタールは、全部企業誘致というふうな捉え方ではありません。その中で、そういうものも施設として利活用できる可能性も今検討している状況です。どういうふうにしたら町の復興、再興ができるかということも、今議員ご指摘のあったようなことも踏まえて、今後検討していきたいと思っています。

○5番（菅野博紀君） ありがとうございます。

○議長（佐々木清一君） 次に、高萩議員の質問なのですが、12時まで残り30分ということで、本来1時間の持ち時間ということですが、12時過ぎてしまいますけれども、このまま継続することによろ

しいですか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) よろしいですか。

通告順位4番、議席番号4番、高萩文孝君の一般質問を許可いたします。

4番、高萩文孝君。

(4番 高萩文孝君登壇)

○4番(高萩文孝君) 通告順位4番、議席番号4番、高萩文孝、今、議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

1、中間貯蔵施設の安全性について。2月4日に中間貯蔵(双葉3工区)土壌貯蔵施設工事において死亡事故が発生しました。今後も受入・分別施設や土壌貯蔵施設等の整備が進められ、来年度は400万立米程度の予想量が予定されている中、今回のような重大事故が起こらないよう国に対して安全への取り組みを徹底して実施するよう働きかけが重要と考えるが、町の考えを伺います。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 4番、高萩文孝議員の質問にお答えいたします。

1、中間貯蔵施設の安全性について。中間貯蔵施設事業に係る安全確保の取り組みの徹底を国に求めることについてのおただしですが、まず冒頭、先月の中間貯蔵施設土壌施設工事における事故によりお亡くなりになられた方のご冥福をお祈りし、ご遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。

町では、これまで国に対して要望活動、中間貯蔵施設環境安全委員会、定例的な会議、福島県との合同による現地調査等、さまざまな機会を通して安全確保の取り組みを求めてきたところですが、今回重大事故が発生し、尊い命が失われたことはまことに残念なことであり、大変重く受けとめております。

中間貯蔵施設事業における来年度の輸送量については、400万立方メートル程度、施設については受け入れ分別施設及び土壌貯蔵施設に加え、仮設焼却施設及び灰処理施設並びに廃棄物貯蔵施設の整備、稼働も順次進むこととなっており、今後町内及び周辺地域では工事車両や輸送車両が一層増加することが予想されます。町としては、国に対して今回の事故の原因究明を行い、これまで以上に緊張感を持って安全確保対策を十分に講じた上での輸送、施設の整備及び運転に取り組むこと、さらに国主導による危険予知、危険作業等に対する重点的監督、事故再発防止策の全事業者への展開等の徹底を強く求めるとともに、中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書に基づいた適切な対応がなされるよう引き続き取り組んでまいります。

○議長(佐々木清一君) 4番、高萩文孝君。

○4番(高萩文孝君) 今ほど答弁いただきました。私も中間貯蔵の環境安全委員会の立場で、安全には十分気をつけてと毎回のように話していた人間であります。

町長も今さまざまな機会を通して、そういう安全について働きかけをしてきたと。ただ、ここで国、県、町長も、子ども環境安全委員会の人間も、本当にいろいろ対応していただいていたのは事実なのですけれども、やっぱり一旦立ちどまって、中間貯蔵についてももう一度みんなで考えなければならない時期なのかなと実は思っています。この前の環境安全委員会で、私病気になってしまってちょっと欠席だったのですが、今月改めてその場があるようなのですけれども、本当に死亡災害という最悪の事態になってしまったので、やっぱりもう一度町長として、当然私も環境安全委員会の一員なので、その場でも言いますけれども、さらにいろいろ考える、そういうことをもう一度強く決意みたいなものを一言、再質問で答弁をお願いしたいと思います。

みんな何か反省しないとならないのだと思っています。労基署の判断、これからいろいろ出ると思います。その事故の話、猪狩建設課長とかも出ていますけれども、いろいろ説明聞きました。最低限そんな状況だったのと逆に驚かされる状況もあったので、その辺ちょっともう一度再質問で答弁をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

まず、今回の中間貯蔵施設の双葉3工区、こちらで今議員お話のとおり本当に重大な事故、尊い人の命が亡くなるということで、あってはならないことが起こってしまったと。そのことに関して、私としましては国に、亡くなった方、さらにはご遺族に対する対応をしっかりとやるようにと、そういうふうなことを強く申し入れをさせていただきました。さらには、国が発注した事業で、その受け取った事業者だけでなく、さらにはその下に入った会社、もしくはそのさらに下に入った会社が、実際工事を行っている状況が多く見られます。そういったもので、請け負った企業だけでなく、現場で工事をする企業、そういった企業が安全対策に対する考え方をしっかりともう一回ちゃんとやっていただきたい。それができない中で、毎回毎回安全対策、事実確認、まずこういうことが次起こらないようにしますというふうな話の報告は、もう我々聞く必要ないと。しっかりと対応して、大変な思いで引き受けた中間貯蔵施設でありますから、住民の皆さんに、何だこんなことやってと思われぬような取り組みをしていただきたい。さらには、何のために安全の協定を取り結んでいるのだと。そういったことが、ある意味今議員からご指摘あったように、立ちどまって判断をしなくてはならない時期も来る時期がありますよというふうな話も含めてさせていただいております。

当然こんな事故は二度とあってはならないことですから、しっかりと国が管理監督をしてやるというのは、これは大前提です。当然県としても、国、県、地元自治体、この3つがしっかりと連携をして、県のほうでもそういうふうな対応をしっかりと国に申し入れをしていただくようお願いをしていきたいと思っています。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） ちょっと抜けてしまいましたが、3月4日にも実は交通事故がありました。

そういう意味で、今町長から答弁いただきましたので、引き続きそういう働きかけ、私も当然環境安全委員会の中で、その辺について役割として今後継続して安全についてやっていきたいと思っております。

続きまして、2番の働く場の確保について質問させていただきます。帰町を促進する上で、町において働く場が確保されていることが必要である。農業を初めとする町民の働く場の確保に関する取り組みの方向性について、町の考えを伺います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、働く場の確保について。農業を初めとする町民の働く場の確保についてのおたただしですが、ご指摘のとおり帰還を促すには、町内において町民の皆様にとって働く場やなりわいが確保されていることが重要です。

2月22日に速報結果を公表いたしました。住民意向調査におきましても、双葉町への帰還を判断できない、帰還しない理由として、16%の方が双葉町に戻っても仕事がなさそうだから、また約10%の方が営農などできそうにないからと回答されております。そのため、町では現在雇用の確保のため、まずは新たな働く拠点として中野地区復興産業拠点の整備を進めており、現在3件4社の企業と立地協定を締結しているなど、約20社の立地が内定し、協定締結に向け調整を行っているところであります。

また、これらの企業立地が確実に町民の雇用につながるよう、町独自の雇用促進奨励金の制度を定めているほか、町民の皆様に対しても企業の立地の進展状況などをよりよく積極的に発信していくことを通じ、働く場やなりわいを確保したいと考えております。

さらに、町民の中には震災前に農業に従事されていた方も多いことから、帰町を促す上で農業の再開が可能となる環境の整備に取り組むことも大変重要です。営農再開を着実に実現するため、現在営農再開ビジョンの骨子の策定及び営農再開につながる農地の保全管理組合等の立ち上げを行っております。今後は、販路を想定し、安定収入を見込める戦略栽培品目の選定や、段階的な作付計画、担い手の確保に取り組んでいくとともに、さらに地元農業者と農業生産法人等との連携を検討するなど、農業が町内での働く場の選択肢となるよう力を尽くしてまいります。

これらの取り組みを通じ、帰町に対する不安を解消し、帰町が真に可能になるような環境を整えていきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 今答弁にもありましたが、働く場の確保には企業誘致をしっかりと進めて、町民の雇用、それが重要だと思いますし、先日立地協定、また締結されましたが、先日の議会の全員協議会でも指摘があったように、地元企業も含めた今後の立地の協定の動き、そういうのが何か具体的にないのであれば、お聞かせ願います。

あと農業についてなのですが、担い手問題など、再開に向けては大変な道のりだと思っております

が、今ほど保全管理組合とか農業生産法人とかという答弁ありましたが、その方たちと連携していただくような答弁でしたけれども、具体的にどのような内容なのか、詳しくちょっと説明していただければということで、再質問をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 議員の再質問にお答えいたします。

まず1つは、今後の立地協定の状況の見通し、さらには働く場の確保の農業の今後の状況についてのおたしだと思えます。まず、立地協定の見通しについてであります。4日の全員協議会の際に議員の皆様へ情報提供させていただきましたが、6日にアイワビルド株式会社と3件目の企業立地協定を締結いたしました。

今後の見通しですが、中野地区復興産業拠点については造成工事が進捗し、完成する区画も出てきております。現在は、20社と詳細協議を進めておりますが、特に町内事業者を初めとして早期の立地協定締結を目指すとともに、賃貸契約、その他の諸手続を進め、事業用地をお渡ししていく動きを加速していきたいと考えております。

農業の件でございますが、ご指摘のとおり現状みずから営農を再開される希望をされる方は、非常に少ないのが現状であります。販路の確保見通しも立っていません。そのため、営農再開ビジョンを早期に取りまとめることを通じて、町として決意や方針を示してまいりたいと考えております。

また、浪江町など周辺市町村においても厳しい状況の中、農業生産法人との連携を通じ、担い手や販路の確保につなげるような動きが始まっていると聞いております。周辺の例も参考にしながら、検討を加速化していきたいと思えます。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） どちらも今の町長の答弁は、加速していきますということなので、本当に農業のほうがちよっと大変かなと思えますので、引き続き加速して隣町さんとかの情報もあると思うので、スピード感を持って加速して本当にやっていただきたいと思えます。

続きまして、3番目の双葉IC（仮称）の利活用による公共交通の確保について。本年3月に楡葉町、大熊町、来年度には双葉町においても、常磐道のインターチェンジが供用開始予定と聞いているが、同時期に再開される双葉駅とあわせ、将来の町の交通にとって重要な拠点となるものとする。インターチェンジの機能を最大限に発揮できる交通機能の確保に対する取り組みについて伺います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、双葉IC（仮称）の利活用による公共交通の確保について。双葉インターチェンジ等の活用による町内の交通機能の確保についてのおたしですが、今月は常磐自動車道におきまして楡葉町、大熊町においてそれぞれインターチェンジが開業する予定と聞いております。また、双葉町におけるインターチェンジは来年度末の開業を目標に、現在工事が進められているところです。

また、ご指摘のとおり単にインターチェンジを開業させるだけでなく、効果的に町内に人の流れを呼び込むとともに、帰町を進める上で必要な交通環境の整備につなげる取り組みが不可欠です。住民意向調査の速報結果におきましても、双葉町への帰還を判断できない、帰還しない理由として、約20%の方が双葉町外への移動交通が不便だから、また約17%の方が道路、鉄道などの交通インフラに不安があるからと回答されております。そのため、そのようなご懸念を解消するべく、交通環境の効果的な形成を図りたいと考えております。インターチェンジと双葉駅周辺、中野地区復興産業拠点を結ぶ復興シンボル軸の整備が着実に進められることとあわせ、そこにアクセスする幹線町道の整備も重要です。

また、インターチェンジ付近において高速バスの停留所が設けられるよう関係者に働きかけていく考えです。さらに、インターチェンジの近辺に駐車場を整備したいと考えており、新年度の予算案においても所要額を計上しているところです。自動車等でインターチェンジにアクセスし、パークアンドライド方式により、いわきや仙台、または東京方面への高速バスに乗りかえられれば利便性が大きく確保されるものと考えております。高速道路や双葉駅を発着する電車に接続する公共交通機関の確保も欠かせません。アーカイブ拠点施設や復興祈念公園に気軽に訪れることができるよう、インターチェンジ、双葉駅、中野地区を軸にした公共交通機関の確保を図るべく、避難指示解除目標時期に向けて関係者間の調整を加速化してまいります。

いずれにせよ、新たなインターチェンジや双葉駅を中核としながら、利便性を効果的に確保することにより、帰町の促進や人の流れの形成を目指す考えであります。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 今ほど答弁にもあったとおり、町民の意向調査等でやっぱり不安を、私の質問のとおりに思われているようですし、今どちらかというところの事業なのか、インターチェンジ、双葉駅、そして中野地区を結ぶ県道の整備とか、どちらかというところの事業かと思うのですけれども、その辺の進捗状況と今後の見通しとか、そういうのがあればちょっと答弁お願いしたいのと、やっぱり双葉駅を発着する電車、接続する交通機関の確保は不可欠だと私も思っております。働いている方たちが、車だけではなく電車でも通勤できるような取り組み、さらには一般的には普通に考えるとバスなのか、ちょっとしたジャンボタクシーなのかはあれですけれども、その辺の利便性の向上につながるような、さっきもちょっと同僚議員の質問にもありましたけれども、そういう新しい取り組みとかも必要ではないかなと思うのです。

町として、何か交通手段とか、そういう確保の検討とか、それなりにされているのだと思っているのですけれども、来年の春にインターチェンジできるので、1年くらいしかないので、その辺ちょっと状況について説明をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

まず、復興シンボル軸の進捗状況、さらには具体的にはどのような交通手段を想定しているのかとのおただしです。まず、シンボル軸の進捗状況につきましては、福島県が工事主体で進めており、現在用地取得が進んでいるほか、工事も大門橋下部工工事を中心に進んでおり、平成31年度末のインターチェンジ供用開始時点ではJR常磐線跨線橋が完成しておりませんが、既存の杉下踏切を利用した暫定系の供用開始予定となっております。その後、平成34年度には跨線橋も完成し、全線開通となる計画となっております。

さらに、次の質問の交通手段の想定ということで、移動のニーズ等を踏まえながら、より効果的な交通手段を確保したいと考えており、例えば朝における就業者向けの巡回バスの運行や、来訪者向けの近隣町においては実証が開始されているカーシェアリング事業、またはコミュニティーサイクルなどを念頭に置いております。これらは、町の避難指示解除後の交通手段として有効に使える方策だと捉えており、今後関係機関とも協議しながら効果的な交通手段の確保について検討してまいりたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 県事業の件はわかりましたが、さっきの中間貯蔵と同じで、急ぐのもいいのですけれども、安全だけは最優先でというのをちょっとつけ加えて、県とかにもお願いしていただきたいと思っております。

今ほど新しい話みたいにか何かカーシェアリングとかあるのですけれども、費用対効果とかいろんなのを考えると、なかなか厳しいとかという答弁も今ありましたけれども、やっぱりそういうのを既にやっていますよというストーリーにしないと、皆さん来ないと思うのです。そこはちょっとお金の面とか、そういうのも含めてなのですけれども、こういう移動手段があるので、皆さん電車で来てください、高速バスで来てくださいますかとしないと、やっぱりそっちをつくるのが先かなと。いろんな考え方あると思うのですけれども、私個人的にはやっぱりこういう機関、例えば今ほどのカーシェアリング、何台ちょっと車を置くかというのもあるのですけれども、そういうのありますので、双葉町見てくださいますか、そういう考えもあるのではないかなと思っておりますので、その辺を積極的に加速しながら、何度も言っていますが、2020年、来年なので、その辺も加速しながらやっていただきたいと思っております。

では、最後に4番目の質問、検証委員会について。12月議会において避難指示解除に関する考え方の中で、検証委員会の設置について説明があったが、避難指示の解除や立ち入り規制の緩和に当たっては、安全性の確保が重要と考える。検証委員会の検討状況について伺います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 4、検証委員会について。検証委員会についてのおただしですが、おただしのとおり直近の目標であります2020年春の避難指示解除準備区域とJR双葉駅周辺等の一部区域の避難指示解除や特定復興再生拠点区域内の立ち入り規制の緩和を目指すに当たっては、町民の皆様の帰

還や新たな住民として移住などを判断、そして就労者、来訪者の町内での活動の判断材料として、対象区域の放射線量等を検証することは大変重要なことであると認識しております。

国においては、町民の皆さんの放射線に関するさまざまな不安にきめ細かく対応するための対策を講じることとされておりますが、町としましてもインフラの整備状況の確認も含め、町民の皆さんを迎えられる環境にあるかどうかを独自に評価することとしております。

今回設置を考えております検証委員会は、他町村の事例も参考にしつつ検討を進めた結果、特に放射線量等を検証対象とし、検証結果を町に報告することを目的とした有識者で構成する専門的な機関にしたいと考えております。本委員会では、避難指示の解除を目標としている地域の除染や放射線量等について確認をし、町民の皆さんが帰還して生活する上で、放射線量が十分に低減しているかどうかの検証を行い、加えて立ち入り規制を緩和しようと考えている地域の放射線量等についても確認し、立ち入りが可能な環境にあるかどうかの検証も行いたいと考えております。

なお、この検証委員会の設置につきましては、新年度早々に立ち上げたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） やはり2020年の春が目標なのです。今ほど何か新年度早々と、3月なので、4月になったら。具体的に1年しかないわけですから、もうちょっときめ細かく、どういうスケジュール感でやるのか、今答弁はいただけませんでしたけれども、そういうスケジュール感みたいのはないのかと思うのですけれども、その辺1年しかないので、早目にやっていただきたいと思うので、その辺のスケジュール感と、あと今放射線量の対策としてというか、そういう判断でやりたいということなので、それ相応の専門家の人がついてやると思うのです。現地に行って測ったりとかもあると思うので、そういう意味でもそのスケジュール、もっと早目にやっていただきたいということと、あと前からずっとこの検証委員会についても聞いていますけれども、12月議会でも聞きましたが、避難指示の解除や立ち入りの緩和に当たっては、何よりも安全と安心が第一です。放射線、今おっしゃっていたとおりなのですけれども、防犯とか防火対策、火事とかも起きているとかちょっとあるので、その辺も重要と思うのですが、町長の考えを再度質問させていただきます。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

具体的なスケジュールということでご指摘ありました。今後のスケジュールは、先ほど答弁で申し上げたとおり新年度早々というふうな考えでおります。さらには、このスケジュールについて4月ごろに第1回委員会を開催したいと考えております。詳細な開催時期や開催回数は、今後検討、調整することとなりますが、年間計5回程度を予定しており、おおむね秋ごろに最終報告をいただくこととしたいと考えております。

避難指示の解除や立ち入り規制の緩和に当たって、放射線の低減管理はもちろん、防犯、防火対策も重要だと考える。町の考えについてのおたしだと思えます。避難指示の解除や立ち入り規制の緩

和に当たっては、放射線量等について確認するだけでなく、町の安全安心のための防犯、防火対策の整備も前提となると考えています。町としましては、国、県に対しましてもその辺の整備への支援がなされるよう強く求めるとともに、対策が十分になされた上で避難指示の解除や立ち入り規制の緩和が実施されるように取り組んでまいりたいと思います。

いずれにしましても、今後議会の皆様への報告をさせていただきつつ町民の皆様のご意見を伺いながら、避難指示解除や立ち入り規制の緩和について検討していきたいと思ひます。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 今ほど5回くらいで秋と、検証委員会。秋くらいだったら間に合うかとも思うのですが、十分議論していただいて、回数とかは気になさらず何回でもいいと思うのですが、予算の関係上もあると思うのですが、その辺早目にやっていただければ幸いかと思うのと、あと放射線等という話だったので、今の防犯、防火対策も検証委員会の中で検討するという認識でよろしいのか、検証委員会でその辺みんな全部見るという意味で受け取っていいのかなと、最後に質問させていただきたいと思ひますが、周辺自治体も今解除になって、そういう例もあるので、双葉町ちょっと最後になりますけれども、十分そういういいところ取りをしていただいて、いい方向にしていただければ幸いと思ひますので、最後にそこだけ再々質問ということで答弁をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再々質問にお答えいたします。

まず、検証委員会で防犯、防火もというふうなお話ですが、先ほどの答弁でも、特に放射線量等を検証対象とし、検証結果を町に報告することを目的とした有識者で構成する専門的な機関にしたいと考えております。さらに、防犯、防火については町を含めていろいろな検討をなされなくてはなりませんので、検証委員会だけでなく、いろいろな広範囲にわたって検討してまいりたいと、そんなふうと考えております。

○4番（高萩文孝君） ありがとうございます。

○議長（佐々木清一君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦勞さまでした。

（午後 零時03分）

3 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成31年第1回双葉町議会定例会議事日程（第3号）

平成31年3月14日（木曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第 3号 平成31年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第 4号 双葉町森林環境基金条例の制定について
- 日程第3 議案第 5号 双葉町工業団地造成事業特別会計条例の廃止について
- 日程第4 議案第 6号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第 7号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第 8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第 9号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第10号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第11号 双葉町海浜公園条例の一部改正について
- 日程第10 議案第12号 双葉町消防団設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第13号 双葉町産業交流センター建築工事請負契約の締結について
- 日程第12 議案第14号 平成30年度双葉町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第13 議案第15号 平成30年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第16号 平成30年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第17号 平成30年度双葉町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第18号 平成30年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第19号 平成30年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第20号 平成31年度双葉町一般会計予算
- 日程第19 議案第21号 平成31年度双葉町国民健康保険特別会計予算
- 日程第20 議案第22号 平成31年度双葉町公有林整備事業特別会計予算
- 日程第21 議案第23号 平成31年度双葉町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第22 議案第24号 平成31年度双葉町介護保険特別会計予算
- 日程第23 議案第25号 平成31年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議案第26号 双葉町教育委員会教育長の任命について
- 日程第25 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第26 請願審査報告

- 請願第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書
- 日程第27 発議第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書案
- 日程第28 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第29 議員派遣の件
- 閉 会

○出席議員（8名）

1番	尾形彰宏君	2番	石田翼君
3番	羽山君子君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	金田勇君
教育長	館下明夫君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	板倉幸美君
総務課長	舶来丈夫君
復興推進課長	平岩邦弘君
戸籍税務課長	高橋秀行君
産業課長兼 農業委員兼 農事局長兼 コミュニティ センター所長	志賀睦君
建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	中野弘紀君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	大浦富男君
生活支援課長	鈴木健一君
会計管理者	井戸川陽一君
教育総務課長	橋本仁君
代表監査委員	石川雄彦君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	志賀公夫
書記	高橋春枝

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、日程第1、議案第3号から日程第25、諮問第1号までは全員協議会で説明を受けていますので、申し添えます。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第3号 平成31年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第3号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第2、議案第4号 双葉町森林環境基金条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第4号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第3、議案第5号 双葉町工業団地造成事業特別会計条例の廃止についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第5号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第4、議案第6号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第6号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第7号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第7号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第8号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第7、議案第9号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第9号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第8、議案第10号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第10号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第9、議案第11号 双葉町海浜公園条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第11号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第10、議案第12号 双葉町消防団設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

7番、岩本久人君。

○7番(岩本久人君) 全員協議会でも説明をいただいておりますけれども、消防団員の定数、かなり厳しい状況で、今後どんどん定数が減って、各分団の状況も厳しいので、どんどん分団の団員数が減ってくるのかなと思うのですが、この125名というのは大きな削減かと思うのですが、現状この125名の定員、適正な定員だというふうにお考えなのかどうか、お伺いいたします。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 岩本議員のご質問にお答えいたします。

まず、この今回の条例改正の消防団員の定数125名、この定数に対して適正であるかというふうなおただきだと思っております。これ現行の定数からかなり削減しておりますけれども、現状議員の皆さん方も消防の検閲式に出席されておりますので、状況はご存じだと思います。なかなか全国に避難をしている消防団員の皆さんが、年1回とはいえ、その検閲式に出席をされる数が、こちらで数年間やっておりますけれども、余り芳しくない。ほとんど今の現状で、これ被災状況のせいではありますけれども、消防団活動というのがほとんどできていないという状況でありながら、大変な状況でありながらも、全国から駆けつけてくれる消防団員、さらにはなかなか出席、参加ができない団員があったりして、そういった場合の状況でやはり今の現状を考えたときに、これ経費もいわゆる消防団員の報酬ということで、毎年町としては支給をさせていただいておりますけれども、そういったものに関してやはり適正な部分で考えていかななくてはならないだろうということで、数年間にわたって担当課のほうでいろいろ考えておりました。そういった中で、今の現状を勘案したときに、この数字が適正ではないかというふうな判断に至ったというふうに報告を受けております。私自身としまして、町長に就任以来、6年になりますけれども、その検閲式、数年間やってきまして、これいたし方ないのかなというふうに思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） ただいま町長のほうからも、団員の皆さんも県内、県外に避難している状況の中で、なかなか指導するにも厳しい状況の中で、それぞれ分団、それぞれ消防団から離れていく方が多くなるわけですが、自分たちの地域は自分たちで守るというのが消防団の基本的な考えだというふうに思うのですが、今後125名の団員数を維持していく意味でもいろんな対策が必要なのかなというふうに思っております、55歳の定年ということがありますけれども、例えば定年延長するとか、OB組織を結成するとか、それぞれこれからも対策を講じなければいけないなというふうに思っているのですが、その辺のところをお考えがあるのかどうか、最後にお伺いしておきます。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

今の現状、今回のこの条例改正であります。定数を削減するという条例でありますけれども、今後新たなOBの組織編成であったり、新たな組織づくりというふうな考えがあるのかというふうな今おたじだつたと思います。そのことにつきましては、当然全町避難という状況はいつまでも続くと思っておりますし、将来双葉町に帰町するときに必ず消防団員の皆さんには貢献していただく組織にならなくてはならないと思っておりますので、今後新たにどういうふうな組織再編、また新たな組織づくりということも含めてどういうふうにしたらいいのかというのを考えながら、内部で一応検討させていただきながら、今議員からご指摘あったことに対してはいろいろと検討してまいりたいと思います。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第12号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第11、議案第13号 双葉町産業交流センター建築工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第13号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第12、議案第14号 平成30年度双葉町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第1款町税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款地方譲与税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款利子割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款地方消費税交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款自動車取得税交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款地方交付税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款交通安全対策特別交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第12款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第15款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第16款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第17款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第19款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第2款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 11ページ。第3款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款衛生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款商工費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款消防費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款教育費。

（「なし」と言う人あり）

- 議長（佐々木清一君） 第11款災害復旧費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第13款諸支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第14款予備費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決をいたします。
この採決は起立によって行います。
お諮りします。議案第14号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。
（起立全員）
- 議長（佐々木清一君） 起立全員です。
よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木清一君） 日程第13、議案第15号 平成30年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。
直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。
第3款国庫支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第4款県支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第6款繰入金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。
第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款国民健康保険事業費納付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第15号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第14、議案第16号 平成30年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第16号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第15、議案第17号 平成30年度双葉町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第2款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第17号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第16、議案第18号 平成30年度双葉町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款支払基金交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款諸支出金

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第18号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第17、議案第19号 平成30年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第6款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第5款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第19号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

（「休議」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前 9時27分

再開 午前 9時40分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第18、議案第20号 平成31年度双葉町一般会計予算を議題とします。
直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに歳入から行います。3ページ。
第1款町税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款地方譲与税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款利子割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款配当割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款株式等譲渡所得割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款地方消費税交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款自動車取得税交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款環境性能割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款地方特例交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款地方交付税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第11款交通安全対策特別交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第12款分担金及び負担金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第15款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第16款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第17款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第18款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第19款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第20款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 18ページから歳出に入ります。

第1款議会費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 49ページ。第3款民生費。

1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） 質問事項は、60ページの民生費の60ページのICTきずな支援システム運用支援業務委託料ということであります。

何を聞きたいかということ、まず私も議員になってまだ3年目を迎えようとしているぐらいなのですが、財源、どこから予算が出ているのかということと、あと金額的に1億3,750万円、それなりに大きな金額なので、1年間、例としては参考例は去年だと思うけれども、1年間の利用者数、その2つをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 尾形議員の質問にお答えいたします。

財源、あとは1年間の利用者数ということで、秘書広報課長に説明させます。

○議長（佐々木清一君） 板倉秘書広報課長。

○秘書広報課長（板倉幸美君） 尾形議員の質問にご説明をいたします。

財源は、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速交付金になります。利用率であります。毎月変動はありますが、約70%から80%の利用をいただいております。

○議長（佐々木清一君） 尾形彰宏君。立って。

○1番（尾形彰宏君） 70から80%というのは、何に対する70%なのか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 尾形議員の再質問に秘書広報課長から説明させます。

○議長（佐々木清一君） 板倉秘書広報課長。

○秘書広報課長（板倉幸美君） 尾形議員の再質問にご説明をいたします。

タブレット端末は、町民の各世帯、希望する各世帯2,100台を配付しております。その中で毎日利用いただいているのですが、それで70%から80%、毎日見ていただいで、大体月平均そのぐらいの利用になります。

○議長（佐々木清一君） 尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） ICTのタブレットPCの教室ありますね。私はもちろん毎日見えていますけれども、今月の講座というふうな項目があって、スケジュールがわかっているというふうな状況なのだけれども、要するに延べ利用者数ということなのです。だから、配布したタブレットに対する利用者の割合というよりも、その講座、学びに来た人たちがどのぐらいいるのかなということをお聞きしたいということなのです。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 尾形議員の再々質問にお答えいたします。

今のご質問に対して、秘書広報課長のほうから説明させます。

○議長（佐々木清一君） 板倉秘書広報課長。

○秘書広報課長（板倉幸美君） まだ今月終わっていませんので、今年度ではなく、昨年度の参加者数は延べ459人、開催した会場数が67カ所になっております。

○議長（佐々木清一君） 3回終わりました。

そのほかありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款衛生費。61ページ。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款労働費。66ページになります。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

- 議長（佐々木清一君） 71ページになります。第7款商工費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第8款土木費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第9款消防費。78ページ。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第10款教育費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第11款災害復旧費。93ページ。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第12款公債費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第13款諸支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第14款予備費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決いたします。
この採決は起立によって行います。
お諮りします。議案第20号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。
（起立全員）
- 議長（佐々木清一君） 起立全員です。
よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木清一君） 日程第19、議案第21号 平成31年度双葉町国民健康保険特別会計予算を議

題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに歳入から行います。3ページ。

第1款国民健康保険税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 8ページ、歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款国民健康保険事業費納付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款財政安定化基金拠出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款保健事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款基金積立金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 第8款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第21号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第20、議案第22号 平成31年度双葉町公有林整備事業特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに歳入から行います。3ページです。

第1款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。4ページ。

第1款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第22号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第21、議案第23号 平成31年度双葉町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに歳入から行います。3ページです。

第1款分担金及び負担金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。5ページです。

第1款公共下水道事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第23号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第22、議案第24号 平成31年度双葉町介護保険特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに歳入から行います。3ページです。

第1款保険料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款支払基金交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

- 議長（佐々木清一君） 第9款繰越金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第10款諸収入。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。8ページです。
第1款総務費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第2款保険給付費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 13ページになります。第3款財政安定化基金拠出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第4款地域支援事業費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第5款基金積立金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第6款諸支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第7款予備費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決いたします。
この採決は起立によって行います。
お諮りします。議案第24号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。
（起立全員）
- 議長（佐々木清一君） 起立全員です。
よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第23、議案第25号 平成31年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに歳入から行います。3ページです。

第1款後期高齢者医療保険料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。6ページです。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款保健事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第25号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第24、議案第26号 双葉町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

教育長。

○教育長(館下明夫君) 本議案につきましては、人事案件であり、当該者として退席をいたしたく、議長の許可をお願いいたしたいと思えます。

○議長(佐々木清一君) ただいま教育長、館下明夫君から中座の申し出がありましたので、退席を認めたいと思えます。

(教育長 館下明夫君退席)

○議長(佐々木清一君) 直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第26号について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第26号は同意することに決定しました。

暫時休議します。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時03分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

◎諮問第1号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第25、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。諮問第1号について適任とすることに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、諮問第1号は適任とすることに決定しました。

◎請願第1号の審査報告、質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第26、請願の審査報告を行います。

付託した請願について、所管の委員長から報告を願います。

請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書について報告を願います。

産業厚生常任委員長、菅野博紀君。

（5番 菅野博紀君登壇）

○5番（菅野博紀君） 産業厚生常任委員会の報告をいたします。

本定例会初日、当委員会に付託された福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の請願について、3月7日委員会を開催し、審議を行いましたので、その報告をいたします。

請願趣旨にあるように、現在の福島県最低賃金は、平成25年に政府が決定した「経済財政運営と改

革の基本方針」並びに「日本再興戦略」で引き上げが示され、また平成28年6月に毎年年率3%程度をめどとし、全国加重平均1,000円を目指す目標が閣議決定しました。県の最低賃金は時間額772円であり、全国で31位と低位にあり、政府が目指す全国加重平均から見ても極めて低い水準であります。

内需拡大や日本経済のデフレ脱却を図り、持続可能な好循環、さらには本年10月に予定されている消費税率の引き上げの影響や県内の労働者、生活者のセーフティネット強化や内需拡大を維持するためにも、最低賃金の引き上げが必要であります。

本県復興をより加速的に促進させる上でも、最低賃金の引き上げによる一定水準賃金確保による労働力の確保、さらには若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯どめをかける上でも非常に重要であります。また、一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め、早期発効に努めるべきとの委員の一致した意見でありました。

以上のことから、請願の願意は妥当と認められるため、皆様のお手元に配付しました請願審査報告書のとおり、委員会として採択すべきものとしたので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。請願第1号について委員長報告のとおり採択と決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第27、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書案を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

提出者、菅野博紀君。

(5番 菅野博紀君登壇)

○5番(菅野博紀君) 提案理由の説明を申し上げます。

本日の本会議において請願が採択されましたので、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書についての提案理由を申し上げます。

先ほども報告したとおり、福島県最低賃金は、長期にわたり全国で31位と極めて低い水準となっております。

平成25年に政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針」や「日本再興戦略」において最低賃金の引き上げ意向が示され、平成28年6月に毎年年率3%程度をめどに引き上げを行い、全国加重平均1,000円を目指す目標が掲げられております。

また、本年10月に予定されている消費税率の引き上げや物価上昇などを考慮した引き上げが必要であります。本県の復興をより加速的に促進させる上でも、最低賃金の引き上げは労働力の確保、若年層の県外流出の歯どめからも重要であり、一般勤労者の賃金引き上げ時期を踏まえ、最低賃金改定諮問時期を可能な限り早め、早期発効を求めることを強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものでありますが、意見書については、皆様に配付した案のとおりですので、朗読は省かせていただきます。

なお、意見書の提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、福島労働局長であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第1号について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第1号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されましたので、関係機関へ意見書を提出します。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（佐々木清一君） 日程第28、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました、本会議の会期日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（佐々木清一君） 日程第29、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付したとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいま議決されました議員派遣の件について、派遣事項の変更等については議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、派遣事項の変更等は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成31年第1回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時14分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 佐々木 清 一

署名議員 岩 本 久 人

署名議員 尾 形 彰 宏